

東亞協同組合

3356
T012
3

日滿華協同組合

中央機關

心と一

1.50 錢



0026536000

0026536-000

335.6-T012-3ウ

日滿華協同組合の現勢

東亞協同組合協議会

昭和16

ADF


合組同協亞東

3356
T012
3

日滿華協同組

中央機關

1,50 錢



335.6
T0.12
3

輯二第書總合組同協亞東

日滿華協同 組合の現勢

—てしと心中を關機央中—

會議協合組同協亞東



例
言

一、東亞共榮圏における協同組合事業の現勢と動向とに關するまとまつた文献は未だ全く存しないと言つても過言ではない。本協議會の如きは卒先してこの業に當るべきではあるが、協議會成立の日淺く基礎資料すら漸くその緒についたばかりである。加ふるに日常聯絡事務の多忙と人手不足なるためこれを取りまとめること甚だ困難な實狀にある。

一、然しながらその必要の念なることもまた言を要しないところであつて、加盟團體及び關係方面よりしきりにその刊行要望の聲を聞く、よつて事務局は不滿なことを承知しつゝ本書を「東亞協同組合叢書第二輯」として刊行するに決した次第である。

一、従つて本書は現に本協議會に集まつてゐる資料の出来るだけ最近の分をほとんど素材のまゝ取りまとめたものである。しかも東亞共榮圏の全域に亘ることを得ず、副題の示すが如く本協議會の加盟團體及び加盟團體に準じて聯絡しつゝある日本(内地、朝鮮、臺灣、樺太、關東州)滿洲國、中華民國(華北のみ)三國の協同組合中央機關の現勢を中心とする一應の記述にとゞまら

ざるを得なかつた。たゞそれにも拘はらず本書の刊行によつて關係各方面に多少とも裨益するところあれば俾である。同時に今後加盟團體を始め關係各方面の御協力を得て内容を充實整備してさらに梓を新たにするの機を他日に期するものであることを附言して置き度い。

一、なほ本書がこの程度にまで兎にも角にもまとめ得られたのは編輯擔當者本協議會主事依田靜衛君の努力によるものである。

昭和十六年十二月一日

東亞協同組合協議會

日滿華協同組合の現勢 目次

例言	………	一
第一編 東亞協同組合協議會の現勢	………	一
第一章 總記	………	一
第二章 沿革	………	四
第三章 現況	………	八
第一節 加盟、準加盟團體	………	八
第二節 規約	………	一〇
第三節 幹事團體、役員	………	二五
第四節 昭和十六年度事業計畫並經費收支豫算	………	一五

第二編 内地加盟團體の現勢

第一章 産業組合中央會

第一節 總記

第二節 現況

第二章 産業組合中央金庫

第一節 總記

第二節 現況

第三章 保證全國購買販賣組合聯合會

第一節 總記

第二節 現況

第四章 保證大日本生絲販賣購買組合聯合會

二〇

二〇

二〇

二六

三六

三八

四三

五五

五五

六〇

七一

第一節 總記

第二節 現況

第五章 全國産業組合製絲組合聯合會

第一節 總記

第二節 現況

第六章 産業組合監査聯合會

第一節 總記

第二節 現況

第七章 保證全國漁業組合聯合會

第一節 總記

第二節 現況

七一

七五

八〇

八〇

八二

八四

八四

九〇

九二

九二

九六

第三編 外地加盟團體の現勢 …… 一〇〇

第一章 朝鮮、朝鮮金融組合聯合會 …… 一〇〇

第一節 總記 …… 一〇〇

第二節 現況 …… 一〇六

第二章 臺灣、臺灣產業組合協會 …… 一二七

第一節 總記 …… 一二七

第二節 現況 …… 一二七

第三章 樺太、樺太產業組合協會 …… 一三三

第一節 總記 …… 一三三

第二節 現況 …… 一四〇

第四章 關東州、滿洲農業信用組合 …… 一四〇

第一節 總記 …… 一四七
第二節 現況 …… 一五八

第四編 滿洲國加盟團體の現勢 …… 一六二

第一章 興農合作社と商工金融合作社の沿革 …… 一六二

第二章 興農合作社中央會 …… 一六六

第一節 總記 …… 一六六

第二節 現況 …… 一七〇

第三章 商工金融合作社中央會 …… 一七三

第一節 總記 …… 一七三

第二節 現況 …… 一七六

第四章 滿洲國消費組合 …… 一八四

第一節 總記	……	一八四
第二節 解消せる官吏消費組合聯合會の沿革	……	一八七
第三節 定款要綱	……	一八八

第五章 滿鐵生計組合

第一節 總記	……	一九一
第二節 現況	……	一九四

第六章 滿洲拓殖公社

第一節 總記	……	一九八
第二節 開拓協同組合の全貌	……	二〇四
第三節 開拓協同組合法要綱	……	二一〇

第五編 準加盟團體の現勢

……	……	二二四
----	----	-----

第一章 關東州金融組合聯合會

第一節 總記	……	二二四
第二節 現況	……	二二四

第二章 中華民國新民會中央總會

第一節 總記	……	二二九
第二節 華北合作社の現況	……	二三三

—(以上)—

第一編 東亞協同組合協議會の現勢

第一章 總

記

東亞共榮圈確立は我が國民に課せられた一大歴史的使命である。しかるにこの使命達成のためには協同組合運動の有する意義は頗る重大なるものがある。本協議會の結成の時に際して石黒前農林大臣は未だの如き祝辭を寄せられてゐる。

「世界は再び歴史的な大轉換期に當面してをり、わが國もまた世界新秩序の一環である東亞の新秩序建設のために邁進してゐる次第であります、これがためには軍、官、民をこぞつて戰場においてのみならず銃後においても一大覺悟を以て目的達成に當らねばなりません、申すまでもなく東亞の新秩序たる大東亞共榮圈の確立といふことは東亞の諸民族をして各々その處を得しめると共に經濟的には東亞を打つて一丸とする大自給經濟圏を確立し、やゝもすれば從來歐米各國の

二

壓迫を免れ得なかつた實狀を打開して明朗な東亞の天地を建設するといふことでありませう、これがためには日本國民はあらゆる方面の努力をいたさなくてはならぬのであります、いつたい産業組合の活動、すなはち協同組合の活動といふものは共存同榮の根本精神においてこの東亞共榮圏確立の精神と相通するものゝあることはいふまでもありません。それ故に東亞の各國に協同組合の活動が發展いたしますればこれを通じて大東亞共榮圏の建設に資するところの大であることもまた多く言ふを要しないでありませう。かねてこの點を深く自覺せられた内外地産業組合關係者及び滿洲國の協同組合關係者が今度その中央機關の聯絡機關たる東亞協同組合聯絡協議會を解消して常設機關である東亞協同組合協議會に改組いたし、専任職員の設置その他の施設によつて東亞共榮圏内の各國の協同組合の聯絡、調査、研究等に當られるほか事業上の聯絡までも考究されて東亞新秩序建設のため貢獻せられるといふことはまことに御同慶に堪へぬ次第であります、思ふに必ずや關係各位の努力は東亞各國の協同組合の活動を精神的、經濟的に發展せしめ東亞新秩序建設のために輝しい成果をあげられることを信じて疑はぬ次第であります。」

また同じ趣旨を井野農相（當時次官）は次ぎの如く闡明せられた。

「東亞共榮圏確立の問題は現代日本國民に課せられた最大の使命であつて官民相共に目的達成のため奮勵努力せねばならない、この時に當つてわが国内外地の産業組合關係者が滿洲國の興農合作社をはじめその他の協同組合關係者やさらにまた華北や華中などの大陸における合作社の活動に従事せられる諸君との協調聯絡の下に東亞協同組合協議會を設立され事務局も常置して東亞各國の協同組合の聯絡と發展を圖り、進んで東亞共存同榮の目的に邁進されるといふことは誠に意義深いものがあると考へる次第である。」

東亞に位する各國は經濟的にも社會的にも協同組合の活動に俟つところが非常に大きいことはいふまでもないところであるから關係各位が多年に亘つて内外地において積まれた協同組合活動の貴重な經驗は必ずや大陸における合作社活動に資せられ、進んでは大東亞新秩序の建設工作にも寄與されることを信じて疑はない。」

本協議會が結成第一回年次大會に當つて左の決議を行つたのもこの趣旨を明確にしたものである。

決 議

今や世界を擧げて歴史的轉換期に際會し大東亞新秩序建設の聖業愈々急務なるを認む 之が爲には經濟社會文化の諸分野に亘り有力なる組織として我が協同組合の使命益々大なるものあり 茲に我等は東亞協同組合協議會を結成し 益々東亞に於ける協同組合の進展を圖り以て大東亞共存同榮の理想實現に貢獻せんことを期す

右決議す

昭和十六年五月十二日

第一回東亞協同組合協議會年次大會

而して事の成るや決して一日にしてなるものではない。

第二章 沿革

その第一回は全日本産業組合懇談會として昭和九年四月二十四日鳥取市に開かれた。

農林大藏兩省係官をはじめ内地中央諸機關、外地よりは朝鮮、臺灣、樺太、關東州より官民間

係者が參集し組合情勢の報告交換があつただけで終り、第二回は昭和十年五月十七日長野市に開催、全日本協同組合懇談會として内外地の出席者により取引上の諸問題について懇談を遂げ、第三回は一年をおいて翌々年の昭和十三年四月二十六日名古屋市に開催された、内外地關係官民が多數出席した他に、滿洲國側より實業部、農業團體中央會農事信用組合等の代表者がオブザーバーとして席をつらね注目を浴び、これら外地組合活動の報告が熱心に研討された、翌十三年四月二十六日に東京市に第四回懇談會が開かれ朝鮮金融債券の内地餘裕資金による購入、臺灣、樺太等への全購聯家庭藥の直配問題等が組上に乗せられ話題はとみに本格的な問題に觸れて來る觀があつた、この會合で朝鮮金融組合聯合會より『協同組合聯絡委員會規約』が提案され、常設的聯絡機關としての『協議會』設置に意見が落着きこれが措置を産業組合中央會に一任した。

第五回は同十四年五月二日東京市に開催された、小平農林次官をはじめ内外地關係官廳、機關團體の出席者等で盛會裡に懇談を重ね産業組合中央會の作成原案『東亞協同組合聯絡協議會規約』を付議し正式に可決し次回より本規約により開催することゝなつた。

昭和十五年五月一日奈良市に於て第一回の東亞協同組合聯絡協議會が開かれた。

農林、大藏、拓務各省、對滿事務局、朝鮮總督府、樺太、關東州兩廳、滿洲國產業部の各係官内外地關係機關、各加盟團體代表者多數出席し、日本内外地、滿洲國相互間の協同組合聯絡について協議は進められ、日滿支を包含する協會の設置、年報發行、人的交流、金融交流、米穀物資の交換策の重要問題がつぎつぎに提起され、特に樺太産業組合の内地中央機關への加入希望が出るなど回を重ねる毎に眞摯なる熱意は溢れるものがあつた。

なほ加盟團體は左の十六團體であつた。

産組中央會、産組中央金庫、全國購聯、全國米穀販購聯、大日本生糸販聯、全國産組製糸聯、大日本柑橋販聯、産組監査聯、朝鮮金融組合聯、臺灣産組協會、樺太産組協會、滿洲國金融合作社聯、滿洲國官吏消費組合聯、滿洲國農業信用組合、金融會聯合會、農事合作社中央輔導部。

第二回協議會は同年の九月二十二日朝鮮金聯の斡旋により京城に於て開催、關係官民多數出席し各團體の活動狀況報告の外當面の諸問題について懇談を遂げたが、この協議會を單なる聯絡機關として年一回の會合だけに止めておくことは不満足とする意響が強くと殊に事變の長期化につれて東亞共榮圈建設の大理想が明かに掲げられた今日共榮圈内諸民族によつて進められてゐる協同

組合活動の擴充こそ基礎的要請であるとして加盟團體聯絡強化の具體化が強調されてこれを産組中央會と朝鮮金聯に一任することとし、次回を新京に開催、それまでに具體化することになつた、なほこの時滿洲國商工金融合作社中央會が新に加盟した。

京城における第二回聯絡協議會終了の後産組中央會、朝鮮金聯では關係官廳並に關係各方面の意嚮を徴しつゝ共榮圈内協同組合の共同目標達成のため、『協議會』の強化についての案を凝らしてゐたが、こゝに『東亞協同組合協議會』へ發展改組成り、黨風の昭和十六年五月十二日、第三十六回全國産業組合大會の東京に開催されるに呼應して第一回年次大會を舉行するに到つた。

第一回年次大會は日滿兩國關係者をはじめ北支代表者も馳せ參じた、しかして新に事務局を開設し、當時三國協同組合中央機關の聯携に當ると共に、日本側内外地を擧げて滿華兩國合作社活動の中堅人材の練成に、金融、物資の交流に夫々積極的な實施方策を講ずることとなつた、この事こそは大東亞新秩序建設工作の進捗を背景とし、且つ三國組合活動の本格的展開を物語るものであらう。

第三章 現況

第一節 加盟團體

本協議會の加盟團體は、日本、滿洲國及東亞に於ける協同組合中央機關又は之に準ずる團體を以て構成するが、現在の加盟團體は左の十六團體であり、また加盟團體以外に加盟團體に準じ緊密なる連絡をとりつゝある團體また二團體を加へてゐる。

東亞協同組合協議會加盟團體一覽

△加盟團體	代表者名	事務所所在地	電話番号
△内地			
産業組合中央會	頭 千石興太郎	東京市麴町區有樂町一ノ二	東京丸ノ内三五二
産業組合中央金庫	理事長 荷見 安	東京市麴町區有樂町一ノ九	東京丸ノ内三九五
全國購買販賣組合聯合會	會長 越智太兵衛	東京市麴町區有樂町一ノ九	東京丸ノ内三五二

大日本生糸販賣會	會長 千石興太郎	横濱市中區北仲通五ノ五七	横濱本局 三六三
全國産業聯合會	會長 新井高四郎	東京市麴町區有樂町一ノ七	東京丸ノ内三〇四
産業組合監査聯合會	會長 荷見 安	東京市麴町區有樂町一ノ九	東京丸ノ内三五六
全國漁業組合聯合會	會長 小栗 一雄	東京市芝區海岸通り一ノ三〇	東京芝 四八一
△外地			
朝鮮金融組合聯合會	會長 松本 誠	朝鮮京城府竹添町一ノ七五	光化門 二七三〇
臺灣産業組合協會	會長 齋藤 樹	臺北市榮町三ノ二三	臺北 五八五
樺太産業組合協會	會長 小河 正儀	豊原市樺太廳管理課内	豊原 二〇八
△關東州			
滿洲農業信用組合理事	田井 和平	大連市羽衣町一市場ビル 三階二三號	大連 三一三四五
△滿洲國			
興農合作社中央會	理事長 松島 鑑	滿洲國新京特別市興仁大路 一〇四	新京 二一六三
商工金融合作社中央會	理事長 高木 鏡二	滿洲國新京特別市八島通り 四一ノ二	新京 二一五四五

滿洲國消費組合	理事長 星子 敏雄	滿洲國新京特別市北安路 三〇二房産ビル	新京 二一六一
滿鐵生計組合	理事長 岡田 卓雄	奉天市大和區松島町二一 鐵道總局第二分館	奉天春日局三六五
滿洲拓植公社	總裁 二宮 治重	滿洲國新京特別市大同大街 康德會館	新京本局 三六一

△準加盟團體

關東州金融組合聯合會 理事長 石橋美之介 大連市山縣通八〇ノ八八
 中華民國新民會中央會總會 會長 中華民國北京市長安街

第二節 規 約

協議會の現行規約は結成第一回年次大會において決定を見たものである、匆急の際でなほ多少の不備を免れなかつたので來るべき年次大會において改正が考慮されてゐることを附記して置き度い。

東亞協同組合協議會規約

第一條 本協議會ハ東亞協同組合協議會ト稱ス

第二條 本協議會ハ大東亞共榮圈内ニ於ケル協同組合運動ノ聯絡發展ヲ圖リ東亞共存同榮ノ理想實現ニ資スルヲ以テ目的トス

第三條 本協議會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一、年次大會ソノ他諸會合ノ開催
- 二、加盟團體相互間ニ於ケル事業上ノ聯絡
- 三、資料ノ蒐集、交換及刊行
- 四、月報ノ發行其ノ他聯絡
- 五、視察、調査及其ノ斡旋
- 六、其ノ他必要ナル事項

第四條 本協議會ハ日本、滿洲國及東亞諸國ニ於ケル協同組合中央機關又ハ之ニ準ズル團體ヲ以テ構成ス

本協議會ニ加盟セントスルモノハ加盟團體ノ紹介ニ依リ年次大會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

本協議ノ重要會合ニ當リテハ關係官廳ノ參加ヲ求ムルモノトス

第五條 本協議會ノ事務所ハ東京市ニ置ク

第六條 本協議會ニ關スル重要ナル事項ハ年次大會ニ於テ決議ス本協議會ノ事務遂行上必要ナル事項ハ幹事團體ノ協議ニ依リ決定ス

幹事團體ハ年次大會ニ於テ選出ス

第七條 會務處理ノ爲本協議會ニ事務局ヲ置ク

事務局ハ各若干名ノ委員及幹事ヲ以テ構成ス

委員及幹事ハ東京市ニ事務所ヲ有スル幹事團體ノ役員及職員中ヨリ當該團體之ヲ推薦ス

委員ハ委員長一名ヲ互選ス

第八條 本協議會事務局ニ職員ヲ置キ庶務ニ從事セシム

職員ハ委員長之ヲ任免ス

第九條 本協議會ノ經費ハ別ニ定ムル所ニ依リ各加盟團體ノ負擔トス

但シ年次大會ノ開催ニ關スル經費ハ開催地ニ於ケル加盟團體ノ負擔トス

第十條 本協議會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三日十一日ニ終ル

附 則

本規約成立ト同時ニ『東亞協同組合聯絡協議會規約』ハ之ヲ廢止ス

第三節 幹事團體、役職員

右の規約に基く幹事團體及役職員は現在左の如くなつてゐる。

△幹事團體

産業組合中央會 東京市麴町區有樂町一ノ一一

産業組合中央金庫 東京市麴町區有樂町一ノ九

全國購買販賣組合聯合會 東京市麴町區有樂町一ノ九

朝鮮金融組合聯合會 京城府竹添町一ノ七五

臺灣産業組合協會 臺北市榮町三ノ二三

滿鐵生計組合 奉天市大和區松島町二一 鐵道總局第二分館

興農合作社中央會 滿洲國新京特別市大同大街康德會館

△役 職員

△委 員

委員長 千石 興太郎

産業組合中央會會頭

荷 見 安

産業組合中央金庫理事長

越 智 太兵衛

全國購買販賣組合聯合會會長

松 本 誠

朝鮮金融組合聯合會會長

岡 田 卓雄

滿鐵生計組合理事長

△幹 事

(代表) 官 城 孝治

産業組合中央會總務部長

青 鹿 四郎

産業組合中央金庫調査課長

奥 谷 愛昶

全國購買販賣組合聯合會常務理事

芳 村 圭助

朝鮮金融組合聯合會參事(東京事務所長)

龜 山 重男

滿鐵生計組合東京事務所長

△職 員

書記長主事 清水宗兵衛

主事 依田 靜衛

雇 小杉 堅吾

△事務 局 東京市麴町區有樂町一ノ一一 産業組合中央會館内 電話丸ノ内二五五一、六

二六一番

第四節 昭和十六年度事業計畫並經費收支豫算

而して現に進行中の結成第一年たる昭和十六年度の事業計畫及び豫算案は次ぎの如くであつて大體に於て順調な進展を示しつゝある。

事業 計 畫

昭和十六年度事業方針並に事業計畫は左の如し。

△方針 昭和十五年九月朝鮮に於て開催せられたる年次協議會の懇談の趣旨に基き本協議會を常設的獨立組織とし、日本内外地及滿洲國に於ける協同組合の一層緊密なる聯絡提携を圖ると共に進んで中華民國に於ける合作社を始め大東亞共榮圈内に於ける協同研究と相互聯絡の促進に努め以て大東亞共存同榮の理想實現に資すること

△事業の概要

一、事務所並に専任職員の設定

規約に明示せる如く東京市に事務所を置き事業方針に基き事務の擔當をなすべき専任職員を設置すること

二、月報の發行 毎月加盟團體よりの報告を蒐集編輯し菊二倍版八頁内外の月報を發行し加盟團體間の情報の交換聯絡の緊密化を圖ると共に一般情勢並本協議會事業の概要を通報すること

三、調査研究並資料の刊行 大東亞共榮圈内に於ける協同組合又は之に關係ある事項の調査研究をなし適當なるものに付きては之を刊行配布すること

四、年次大會の開催 昭和十五年九月朝鮮に於て開催せられたる協議會の決定に基き本年六月、滿洲國新京特別市に於て年次大會を開催する豫定となり居りたるも滿洲國側の都合により東京市に於て開催す

五、聯絡協議會及其他諸會合の開催 適當なる機會に於て加盟團體の代表者又は事務擔當者の聯絡協議會を開催すると共に關係團體役職員の出張來會の機會に於て適宜聯絡會を開催し相

互の聯絡並出張者の便宜を圖る事

六、幹事團體協議會の開催 本協議會の會務遂行上必要なる事項を協議する爲幹事團體の協議會を開催すること

七、加盟團體主催の大會等に出席 加盟團體の主催する大會其他重要なる諸會合にはなるべく出席し本協議會の目的達成に努むること

八、事業上の聯絡 加盟團體相互間に於ける事業上の聯絡例へば教育事業資金並物資の斡旋等に關する研究をなすこと

九、其他 可能なる範圍に於て加盟團體の委囑により簡單なる調査、資料の蒐集、職員の斡旋出張視察に對する便宜供與等をなし本協議會の目的達成に努むること

昭和十六年度經費收支豫算書

(收入ノ部)

科 目	豫 算 額
一、加盟團體負擔金	一三、三〇〇 ^円

1.	現在加盟團體 (十二)	二二、二〇〇
2.	新加盟團體	一、一〇〇
二、特別寄附金		一、三〇〇
合計		一四、六〇〇
(支出ノ部)		
科目		
一、俸給及諸給		豫算額
1. 專任職員費		六、八九七
2. 囑託、臨時雇費		六、三九七
二月報發行費		五〇〇
三、資料刊行費		六〇〇
四、調查費		一、二〇〇
五、會費		一、六〇〇
合計		四〇〇
		一、六〇〇

1.	聯絡協議會費	四〇〇
2.	幹事團體協議會費	二〇〇
3.	加盟團體聯絡會費	八〇〇
4.	大會決議實行費	二〇〇
六、旅費		二、〇〇〇
七、雜費		一、三五〇
1. 備品費(初年度ニ付)		一、〇〇〇
2. 通信費		一五〇
3. 消耗品費		二〇〇
八、豫備費		五五三
合計		一四、六〇〇

第二編 内地加盟團體の現勢

第一章 産業組合中央會

第一節 總記

設立年月日 明治四十三年三月七日

事務所 東京市麴町區有樂町一丁目十一番地 電話東京丸ノ内代表二五五一番

△役員

會頭理事	千石興太郎	副會頭理事	佐藤寬次
副會頭理事	侯爵徳川義親	常務理事	熊野英
理事	濱田道之助	理事	井川忠雄

理事	那須皓	理事	村上半太郎
理事	濱平右衛門	理事	中村寬治
理事	刈田義門	監事	荷見安
監事	昌子亮一	監事	西田正次

△職員

總務部長	主事 宮城孝治	戰時對策部長	主事 金井滿
教育部長	主事 官部一郎	家の光部長	主事 池邊傳
經理部長	主事 中島寅之助		

〔總務部〕

總務課長	主事 大澤助次	文書課長	同 山口左右平
政策課長	同 柴田和夫	經營指導課長	同 青木一巳

〔戰時對策部〕

生産對策課長	主事 恩田俊夫	金融對策課長	囑託 今泉三七
--------	---------	--------	---------

配給對策課長 主事 林 久一 厚生課長 囑託 黒川 泰一

〔教 育 部〕

教育課長 主事 馬場 光三 啓發課長 同 梅山 一郎

〔家 の 光 部〕

計畫課長 主事 高橋 芳郎 編輯課長 同 岡本 賢超

配給課長 同 藤卷 孝平

〔經 理 部〕

經理課長 主事 伊藤 元美 會計課長 同 福島 山緒

〔附屬産業組合學校〕

校 長 副會頭 佐藤 寛次

沿革・明治三十三年三月六日産業組合法發布せられ、我國産業組合は漸次普及を見るに至り、明治三十八年二月二十二日には組合間の聯絡統制、及び普及發達指導獎勵のため、任意團體として、大日本産業組合中央會は設立さる。明治四十二年の第二次産業組合法の改正により産業組合

中央會の設立が法的に認めらるゝに至り、茲に大日本産業組合中央會は法令に基いて組織變更手續を了して、同年十二月十三日、農商務省會議室に於て、産業組合中央會總會を開き、會頭には平田東助男、副會頭には加納久宣子、及び小松原英太郎の兩氏を決定し、設立許可を申請したる所、同四十三年三月七日其の指令に接し、産業組合法による社團法人産業組合中央會の成立を見我國産業組合の發展に幾多の貢献をなし今日に至つた。

中央會の構成員は正會員は産業組合及び産業組合聯合會にして、賛助會員は本會の趣旨に賛成して入會したもので昭和十六年四月末に於けるその概況は左の如し。

摘 要	前年度末現在	本年度増加	本年度減少	本年度末現在
正會員	一三、二〇六	七五三	四〇三	一三、五五六
聯合會	一一一	四九	一三	一四七
賛助會員	四〇五	三	一〇一	三六七
合 計	一三、七三三	八六五	五七	一四、〇九〇

昭和十二年六月月田藤三郎氏は有馬頼寧伯の後を受けて會頭に就任したるが、同十四年一月七日逝去、同二十二日理事會に於て互選の結果、副會頭常務理事千石興太郎氏會頭に就任す。

昭和十四年五月二十五日理事會に於て會頭互選の結果、會頭に理事有馬頼寧伯、副會頭に千石興太郎、佐藤寛次の兩理事、同十五年九月十八日有馬伯會頭を辭任、以後千石氏副會頭より會頭に就任今日に至る。昭和十六年十月十四日理事侯爵徳川義親副會頭に就任す。

中央會役員は理事十一名、監事三名を置き會頭一、副會頭二、常務理事一はその互選による、理事は原則として會員たる産業組合同聯合會の役員中より總會に於て選任しその任期は理事三年監事二年とする、他に參與、顧問がある。

總會は各道府縣毎に選出された會員中の代表者により構成し毎年四月又は五月に開く、議決權は聯合會五、組合二、贊助會員一となつてゐる。

尙總會は代表者中より代議員十名を選挙し豫算を議決する。

中央會の豫算は會員負擔金、寄付金、政府助成金、事業收益金を以て充當し昭和十六年度豫算額は六十五萬圓弱である（家の光収入を含まず）その會費は正會員たる聯合會は三十圓、組合は

十圓、贊助會員は三圓六十錢なり。尙中央會の目的及事業はその定款に左の如く定められてゐる。

本會ハ産業組合ノ普及、發達及聯絡ヲ圖ルヲ以テ目的トス

本會ニ於テ行フ事業左ノ如シ

- 一、産業組合及産業組合聯合會ノ設立ヲ獎勵斡旋スルコト
- 二、組合及聯合會ニ關シ指導ヲ爲スコト
- 三、組合及聯合會ニ關シ監査ヲ行フコト
- 四、組合及聯合會ニ關シ表彰ヲ行フコト
- 五、組合及聯合會相互ノ聯絡ヲ圖リ事業執行上ノ便宜ヲ與フルコト
- 六、組合及聯合會ニ關スル講習講話等ヲ行フコト
- 七、組合及聯合會ニ關スル調査ヲ行フコト
- 八、會員ノ質問ニ應スルコト
- 九、會報ヲ發行スルコト
- 十、組合及聯合會ニ關スル書籍ヲ發行スルコト

十一、前各號ノ外本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

第二節 現 況

産業組合中央會の目的は産業組合の普及發達、指導聯絡統制を圖るにあり、此のために各種協議會、懇談會、打合會、研究會、全國大會等を開催し、指導、教育、調査、宣傳、出版その他の事業をなすと共に農林省囑託乃至助成事業をなし、その國家的使命遂行に努めつゝあり。

一、全國産業組合大會

昭和十五年五月三日奈良縣畝傍町樞原神宮外苑に於て第三十五回全國産業組合大會を開催せり全國各地より約八千名出席し組合表彰、功勞章贈進、協議、諸般の報告、講演、組合經營實驗談等あり本會提出問題「統制經濟の進展と産業組合の使命遂行に關する件」の決議をなしたる外出席者提出の「農林水産必需物資配給の綜合的國策樹立要望の件」外二十九の重要問題に付審議せり閉會後全來會者揃つて樞原神宮に參拜し皇紀二千六百年の佳き年を慶祝し併せて皇軍

の武運長久祈願を行ひたり尙本大會の決議に基き支那方面各所在の陸海軍司令官に對し夫々感謝電報を發せり

二、組合表彰及功勞章贈進

第三十五回全國産業組合大會に於て成績優良なる佐賀縣保證責任大山村信用販賣購買利用組合外十四組合の表彰を行ひ又多年産業組合の普及發達若は産業組合の經營に盡瘁せる功勞者北海道佐藤善七君外百三名に對し夫々功勞章を贈進して之を表彰したり

三、協議會、打合會及懇談會

△全國支會並道府縣聯合會合同協議會

農林漁業團體統制對策全國産業組合協議會、全國市街地信用組合協議會、全國道府縣信用組合聯合會長會議、組合金融懇談會、金融懇談會、農村罐詰工業に關する協議會、配給機構整備に關する懇談會、全國産業組合保健協議會、全國産業組合病院長會議、共同作業促進聯盟打合會、地區別農村保健事業協議會、全國産業組合婦人大會並家の光婦人大會、中小産業婦人問題懇談

會、産業組合問題研究会

△各種委員會

産業組合金融問題聯絡委員會、蠶繭處理中央委員會、農村保健問題中央委員會、戰時對策委員會、産業組合教育宣傳委員會、新體制準備委員會、企畫委員會、團體統制中央對策委員會

四、講習會

△産業組合特別講習會

農村産業組合婦人指導者養成講習會、産業組合保健婦養成講習會、産業組合婦人講習會、農村生活文化普及講習會、産業組合中央機關職員講座、農村文化講習會

五、産業組合新活動體制確立運動に関する事業

本會は第三十五回全國産業組合大會の決議に基き全農村部落の組織化を完遂せんがために農林省、系統農會と密接なる連絡の下に其の協力を得て農村協同體制確立運動を強力に展開せり又同大會決議により都市消費者組織確立運動を遂行せり今之が事業を摘記すれば左の如し尙本運動には農林省より助成金を受けたり

△農村協同體制確立運動

部落農業團體整備強化促進協議會、部落農業團體活動促進協議懇談會

△都市消費者組織確立運動

全國消費組合協議會、市街地購買組合に関する支會普及主事打合會、地方消費組合協議會、消費組合懇談會

六、農村保健運動促進事業

全國醫療利用組合協會の改組、道府縣支會保健運動指導專任職員の設置、産業組合に依る農村健康増進運動の實施

七、國民貯蓄の奨励

八、情報宣傳の爲の諸活動

情報班會、情報委員會、情報連絡員委囑、情報懇談會、「情報」の發行

九、調査組合の設定

一〇、産業組合記念日事業

- 一一、産業ニュースの放送
- 一二、家の光移動映寫隊派遣
- 一三、農村厚生移動演劇隊派遣幹旋
- 一四、本會設立三十周年記念式典並竝物故役職員慰靈祭
- 一五、紀元二千六百年記念事業
- 樞原神宮神域常夜燈籠献納事業、皇紀二千六百年記念教育施設事業
- 一六、第六回新穀感謝祭事業
- 一七、各種團體との連絡
- 産業組合中央機關聯絡委員會、帝國農會其他農林水産關係團體との連絡、農業報國聯盟に對する協力、商業組合中央會並工業組合中央會との連絡、農村社會事業振興協議會との連絡、其他の團體に對する協力
- 一八、外國産業組合との連絡
- 國際産業組合聯盟（I・C・A）に對する脱退の通告、第一回東亞協同組合聯絡協議會の開催、

第二回東亞協同組合聯絡協議會へ本會代表者を派遣

一九、調査

産業組合經營調査、第四回道府縣區域信用組合聯合會に關する調査、市街地信用組合に關する調査、農村負債に關する調査、全國市街地購買組合調査、臨時市街地購買組合調査、新米穀集荷配給に關する事例調査、米穀及木炭の購買組合配給取扱事例調査、消費組合に關する調査、農機具に關する調査、第七回醫療利用組合聯合會現況調査、共同炊事に關する調査、昭和十六年表彰候補組合調査、農村協同體制確立運動進展狀況調査、優良農事實行組合實地調査、優良農事實行組合文書調査、産業組合情勢報告、農林漁業團體統合中止後の地方情勢調査、産業組合教育事業に關する調査、産業組合教育部に關する調査、優良産業組合教育部事例調査、産業組合婦人活動事例調査、農村婦人家事勤勞調査

二〇、第二次産業組合擴充三ヶ年計畫實行に關する助成

二一、産業組合學校

純眞なる青年に産業組合教育を授け産業組合界の中堅人士並産業組合を通じて郷土の振興に貢

獻するに足る中樞人物を養成するの目的を以て設立したる本會附屬産業組合學校は修業年限を一ヶ年とし大正十五年創立以來十四回に亘り卒業生三百九十二名を出したり本年度に於ては優秀なる者二十二名を選抜して入學せしめたるが應召、病氣のため夫々一名計二名休學せる者を除き二十名は所定の課程を履修せり昭和十六年三月二十六日第十五回卒業證書授與式を舉行せり

二二、産業組合宣傳ポスターの印刷

二三、産業組合金鑑の編輯

二四、産業組合教科書編纂

二五、會報「産業組合」の發行

二六、家の光の發行

雜誌「家の光」毎月一回百三十餘萬部を發行、定價二十錢、家の光月報、家の光宣傳資料、協議會、

講習會 家の光讀書會指導者講習會、家の光記事實用化講習會

兒童慰問文の募集

家の光創刊十五周年記念事業 農村婦人作業服の制定、新農村歌の募集、軍事郵便飛行機「家の光」號献納

職員海外特派

二八、其他の出版物

農村保健運動叢書、第八輯「醫療利用組合病院の建築」

産業組合調査資料、資料第七十六輯「農機具協同化に關する資料」、第七十七輯「農機具の協

同利用化事例」、第七十八輯「優良産業組合教育部事例」、第七十九輯「農村と婦人活動」、

農機具協同利用化調査、第十二次市街地信用組合現況、第十二回市街地購買組合調査、第七回

醫療利用組合及同聯合會現況調査、農村負債に關する調査、優良農事實行組合實地調査、優良

農事實行組合文書調査

其他の印刷物

經濟學說と新産業組合理論、日本産業組合教育史、第四回産業組合問題研究會報告書、現下の食糧政策、經濟體制と協同組合、産業組合日記、第二十六回特別表彰産業組合事例

二九、産業組合レコードの製作
 二〇、宣傳映畫製作

三一、宣傳映畫の貸出
 三二、十六ミリトローキー映寫機購入斡旋

三三、紙芝居製作配給
 三四、雜品

本年度に於て製作したる雜品は次の如し
 産業組合旗、産業組合門標、産業組合宣傳フィルム「新しき出發」「輝く協同」「農業報國」「血染のハンカチ」

昭和十六年度産業組合中央會收入支出豫算

收入の部		支出の部	
科目	本年度豫算	前年度豫算	差引増減
一 會費	一一八、八三五 _円	一二六、一六五 _円	(+) 二、六七〇 _円
二 事業收入	三七九、七〇〇	三五、三〇〇	(-) 三五、六〇〇
三 基本財産收入	一一、三六八	一一、三九九	(+) 三九
四 寄附金	四六、五〇〇	一八六、五〇〇	(-) 一四〇、〇〇〇
五 農林省交附金	七、六四三	一一、六四三	(-) 三、〇〇〇
六 雜收入	四八、七六八	三三、四五六	(+) 一六、三〇〇
七 繰越金	六七、〇〇〇	五一、〇〇〇	(+) 一六、〇〇〇
合 計	六四九、七二三	八三五、二九四	(-) 一七五、五六一

科 目	本年度豫算	前年度豫算	差引増減
一 事務所費	一五四、三五 _円	一四〇、八三 _円	(+) 一三、五二 _円
二 會議費	一〇、二九八	八、六六〇	(+) 一、六三八
三 一般事業費	三四、二〇五	一六、六三一	(+) 一七、五八四
四 産業組合促進事業費	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	
五 指定事業費	六、九五〇	六、九五〇	
六 調査事業費	一九、三七九	一七、二八二	(+) 二、〇九六
七 産業組合學校費	一四、三三三	一三、五七七	(+) 六九六
八 會報發行費	三一、二七六	三〇、三六三	(+) 九一三
九 基本財産利子配當	五、〇三三	五、一四五	(-) 一二三
十 基本財産繰入費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
十一 退職給與積立金	三五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	(+) 五、〇〇〇
十二 豫備費	一八、〇〇〇	一三、〇〇〇	(+) 五、〇〇〇

三六

合 計

六四九、七三三

八三五、三九四

(-) 一七五、五八一

全國産業組合現況

昭和十五年十二月末現在 農林省總務局

	昭和十五年末	昭和十四年末	増	△減
組合數	一五、一〇一	一五、三三三	△	二三一
調查組合數	一四、三九七	一四、五四四	△	一四七
組合員數	七、七四〇、九五七	七、一四四、三三五		三四六、七三三
內 法人數	八一、九〇七	五五、一六〇		三五、七四七
出 資 總 額	四四五、六七八、一九 _円	四〇九、〇七九、九三 _円		三六、五九八、二五 _円
拂込濟出資金	三三三、六三三、一三八	三〇三、四九七、六四三		二九、一三五、四八六
準備金積立金	一九三、七九、〇二六	一七六、九九、一〇〇		一五、七九九、九二六
借 入 金	二五三、五二四、八三九	二三五、七九九、六五〇		一六、七三五、一七九

三七

貯	貨	販	購	利	預	有	現
出	賣	買	用	ケ	價	證	金
金	高	高	料	金	券	金	金
四、三三、〇三三、九九七	一、二四、一九五、一八四	一、八四三、一八、五五五	九七九、一五七、九〇四	三五、四六八、一四三	一、九五、三五八、四三三	九〇、八六一、六六六	六六、五三、一九二
三、〇五、〇九七、三九〇	一、二二、〇四三、一六三	一、二〇九、七三三、八〇一	六三五、六四四、八三一	一八、五〇五、三五二	一、四八、六七六、九九四	六〇一、二七一、二八九	五四、一三七、九〇二
一、一〇五、九三六、五九七	三三、一五三、〇三三	七三三、三九五、七三四	三四三、五三三、〇七三	六、九六三、七九三	四八六、五八一、四六九	三七九、六九〇、三三七	一三、三八五、二九二

六

第二章 産業組合中央金庫

第一節 總記

主たる事務所 東京市麴町區有樂町一丁目九番地ノ二 電話丸ノ内三二一九五―八
 従たる事務所

△支所

- 大阪支所 大阪市東區今橋三丁目二〇番地 電話北濱 六三六―九
- 仙臺支所 宮城縣仙臺市東三番町一五七番地 電話仙臺 四六九―三
- 門司支所 山口縣門司市字馬場三一〇二番地ノ三 電話門司 二三四三
- 札幌支所 北海道札幌市北一條西四丁目二番地 電話札幌 三一―七

△代理所

全國道府縣信用組合聯合會

設立年月日 大正十二年十二月二十日

役員

- | | | | | |
|-----|------|-----|------|------|
| △役員 | 理事長 | 荷見安 | 副理事長 | 元尾光輝 |
| 理事 | 田中長茂 | 理事 | 杉浦畹作 | |
| 同 | 倉繁良逸 | 同 | 高尾時夫 | |
| 同 | 吉江雄吉 | 監事 | 平田慶吉 | |

監事 佐藤寛次 同 深井功

△職員

職名	氏名	職名	氏名
秘書課長	松本練藏	資金課長	木下啓一郎
業務部長代理	小野三郎	調査課長	青鹿四郎
普通監理課長	更級學	庶務課長	宮崎小太郎
兼特別監理課長		札幌支所長代理	山下利義
札幌支所長	鶴田龜雄	大阪支所長代理	多賀谷松雄
門司支所長	山口史郎	検査課長	岸勝夫
主計課長	寺田福一郎		

沿革 産業組合中央金庫は産業組合及漁業組合界に於ける金融の全國的中樞機關であつて、全國の産業組合系統及漁業組合系統機關を相手方として資金の貸出、預り金又は爲替の取扱等、銀行に似たる業務を行ふ。

當金庫は大正十二年法律第四十二號産業組合中央金庫法に依り同年十二月二十日創立された、

爾來産業組合金融の全國中樞機關として其の機能を發揮して居るが昭和十三年法律の改正に依つて漁業組合系統機關の當金庫への出資加入の途が拓かれ、茲に漁業金融の全國中樞機關としても活動することとなつた。

金庫への出資者は政府、産業組合聯合會、産業組合、漁業組合聯合會、漁業協同組合に限られてゐる、而して、出資金はその總額三千五百七十萬圓とし（三十五萬七千口）一口金額を百圓で政府が千五百萬圓を出資してゐるが他に出資持口數の制限は、産業組合聯合會、漁業組合聯合會は千口以内、産業組合漁業協同組合は五百口以内となつてゐる。

なほ金庫は出資拂込金額の十倍を限り産業債券を發行することを得る、但し貸付金現在高、割引手形現在高、及所有有價證券現在高を超過することを得不い。

産業債券は券面金額五十圓以上とし原則として無記名利札附で、償還期限に發行後三十五年以内となつてゐる、政府より資金融通を受ける際に發行され現在發行高は五千七百九十餘萬圓である、機關たる役員は理事長、副理事長各一名、理事三名以上五名以内監事三名の他に理事長諮問機關として評議員三十名以内を置く、以上は全部主務大臣（農林省、大藏省の共管）の任命すると

ころとなつてゐる、任期は理事長、副理事長、理事、監事共に五年、評議員のみ三年である。決議機關は毎年四月又は五月に開く通常總代會があり所屬組合、聯合會の總代によつて構成される。

第二節 現 況

當金庫の職能は一言にして言へば、産業組合及漁業組合系統機關の餘裕金を預り、其の集つた資金は之を必要とする組合又は聯合會に貸出し、資金過剩の際は之を他に運用することを主體とするものである。

支那事變を契機として一般經濟界が統制經濟に移行するに伴ひ、前記の如き特色を有する當金庫の重要性は益々増加された、即ち、事變下金融機關の重要な責務である所の貯蓄獎勵、國債消化及生産力擴充資金の供給等の點に付き、更に貯蓄獎勵に伴ひ増加の一路を辿る組合界の餘裕金の健全なる管理運用等に関しては當金庫は其の本來の業務以外の金融指導的な事業を行つて居る。加之昭和十五年十二月實施された産業組合法施行規則の改正に依り劃期的な産業組合界の資金統制が行はれることとなるに及んで益々其の使命の重大を加へた、以下現在當金庫の行つて

居る業務に付て説明しやう。

一、一般業務

當金庫が業務として行ひ得る事項は法律に列記されて居りそれ以外のものは行ひ得ない。

- (一) 所屬聯合會又は所屬組合に對し擔保を徵せずして五ヶ年以内の定期償還貸付を爲すこと
 - (二) 所屬聯合會又は所屬組合に對し擔保を徵せずして三十ヶ年以内の年賦償還貸付を爲すこと
と但し其の金額は拂込出資金及産業債券發行額の二分の一を超えざるものとす
 - (三) 所屬聯合會又は所屬組合に對し手形の割引又は當座預金貸越を爲すこと
 - (四) 所屬聯合會又は所屬組合の爲に爲替業務を爲すこと
 - (五) 産業組合聯合會、産業組合、漁業組合聯合會、漁業組合、公共團體、その他營利を目的とせざる法人より預り金を爲すこと
 - (六) 所屬聯合會又は所屬組合の爲に有價證券の保護預りを爲すこと
 - (七) 所屬聯合會又は所屬組合の爲に有價證券の委託賣買を爲すこと
- 尙(二)の但書の規定は當金庫が政府資金を融通する場合は適用されぬこと

此の外産業組合中央金庫特別融通及損失補償法、農村負債整理資金特別融通及損失補償法及臨時農村負債整理法に基く特別融通を行つて居る。

△貸出業務

當金庫の貸出には出資金其の他の自己資金並組合及聯合會からの預り金を財源とするものと、政府が大蔵省預金部資金を當金庫より組合及聯合會に貸出せしむるものとある。

右の政府資金の貸出は其の資金の性質に依つて、其の融通の爲に特別法の定められてゐるものと然らざるものがある。

以上の如く當金庫の貸出は之を資金別に見て三種に分けられる。

1. 自給資金の貸出
2. 特別法に依らざる政府資金の貸出
3. 特別法に依る政府資金の貸出

1. 自給資金の貸出

(一) 貸出の形式

1. 定期償還貸付、手形貸付、特約手形貸付、證書貸付
2. 年賦償還貸付
3. 手形割引
4. 當座預金貸越

(二) 擔保及保證

原則として無擔保主義、大抵の場合役員の一部又は全部の個人保證を徴し且つ地元の道府縣信用組合聯合會にも保證を求めらる。

2. 特別法に依らぬ政府資金の貸出
特別法に依らぬ政府資金にも預金部普通地方融通規則に依り貸出す普通（地方）資金と用途が一定され特定の名稱の附せられた（例へば肥料資金等）ものがある。

3. 特別法に依る貸出

前記の通り現在三個の特別法が實施されて居るが總て産業組合關係のもので漁業組合關係のものはない。此等の資金の特色は政府が國策遂行の爲一定の用途に對し低利資金を供給するに

止らず、特に貸出を促進する爲當金庫に對し本資金融通に依つて蒙ることあるべき損失を補償する點で、右に伴ひ當金庫では此等資金の貸出には信用組合聯合會の保證を求めないし又特別の事情なき限り組合又は聯合會の役員個人の保證をも求めない。

(イ) 産業組合中央金庫特別融通及損失補償法に依る貸付

(1) 此の資金は特融資金と呼ばれ昭和七年十月から開始せられた農村不況に依る聯合會及組合の固定した債權を資金化し金融の疎通を圖るのが目的である。

(2) 従つて此の資金は固定債權を有する信用組合及同聯合會に對してのみ融通するもので擔保として融通額を下らない固定債權を徴する。

(3) 貸付利率四分六厘

(4) 本資金貸出の取扱は昭和十九年九月末日迄、融通期限は昭和二十八年九月末日迄

(ロ) 農村負債整理資金特別融通及損失補償法に依る貸付

(1) 此の制度は昭和十二年十月から實施せられ所屬の負債整理組合が其の組合員の負債整理の爲に資金の貸出を爲す場合又は自ら負債整理事業を行ふ信用組合が其の組合員の爲に資

金を貸出す場合に之を當金庫が信用組合に貸付る。

(2) 當金庫の貸出利率三分八厘、信用組合、負債整理組合を合せて其の利鞘三厘以内で個人への貸付利率は四分一厘以内

(3) 本資金に付ては之を負債整理組合に融通する信用組合に對しても損失補償が爲される、本資金取扱總額の三割に當る額を限度として當金庫が補償する。

(ハ) 臨時農村負債處理法に依る貸付

(1) 本資金は昭和十三年六月より實施せられた、其の目的は「支那事變又は支那事變に際しての滿洲に於ける軍事行動に關し戰鬪其の他の公務に従事し爲に死歿したる者の遺族又は之が爲傷病を受け若は疾病に罹りたる者若は其の家族にして農山漁村に居住するもの、經濟更生を圖る爲其の負債を處理すること」に在る。

(2) 取扱上負債整理資金と異なる點は信用組合から負債整理組合を通じてのみならず直接にも戦死傷者遺家族に之を貸付けることが出来る。

(3) 又損失補償制度に於ても特融資金や負債整理資金に在つては政府から當金庫への補償の

限度が當金庫の該資金融通總額の三割なるに比し本資金は六割である。
當金庫から信用組合への補償の限度も同様である。

△ 預り金業務

(イ) 種類

預り金の種類は舊來（事變以前より）のものとして、當座、特別當座、通知、定期、別段の各預り金があり、事變發生以來の貯蓄獎勵、國債消化或は組合界餘裕金増加に對する施設、更に昨年の産業組合法施行規則改正に對する施設等特殊の預り金として据置、特約、長期、債券購入特約、別口長期、拂戻準備の各預り金がある。

(ロ) 要項

- (1) 預り金は前記の如く所屬組合及所屬聯合會は勿論、所屬しない組合及聯合會、公共團體其他營利を目的としない法人からの預り金も取扱へる。
 - (2) 事變發生以後開設された預り金は左の如し
- (1) 特約預り金

愛國貯金運動に呼應して昭和十二年十月に開設された、信聯に集積した貯金を當金庫に預け入れ當金庫が信聯に代つて國債を買入れることを目的とし、拂戻には其の買入れた事變公債を買入價格にて之に充てることが出来る。預り期間は三ヶ年

(2) 据置預り金

昭和十三年六月開設され、組合、聯合會に於て國民貯金等の名稱で吸収した貯金を更に當金庫に集中運用する。

期間は三ヶ年、初め二ヶ年半は隨時預け入の期間とし、最後の六ヶ月を据置期間とす。

(3) 長期預り金

組合界の増加する餘裕を當金庫に集中し、當金庫に於て之を適正に運用して其の利益を所屬信用組合及所屬信用組合聯合會に分配すると云ふ趣旨により昭和十四年十月開設された、期間は五ヶ年、一件三萬圓以上百萬圓以内、利率三分五厘で特殊な特別配當金を附するが信聯に在りては當金庫に預け入の定期預金の五割以内、單位組合に在りては其の系統機關に對する預け金合計額の三割以内の制限がある。

(4) 別口長期預り金

昭和十五年實施された産業組合法施行規則改正に對する施設の一つで、同規則第十一條の四の餘裕金の管理運用に關する規定に對應する施設で、所屬信用組合聯合會から預り、期間は二ヶ年、一件金額三萬圓以上百萬圓以内、利率三分五厘で、之には特殊の特別配當金を附する。

(5) 拂戻準備預り金

昭和十五年十二月に開設され、施行規則第十二條の三の拂戻準備に對應する預り金で、預り先は道府縣信用組合聯合會に限らる、利率は年三分五厘

(6) 債券購入特約預り金

市街地信用組合の増加する餘裕金運用の便宜を圖ると共に、國債消化、起債市場の圓滑化に資する爲十五年九月開設、市街地信用組合の毎月貯金増加額の三分の一以上を特約により、當金庫に預け入を爲さしめ、當金庫に於て各組合毎に預入額の二割以上を事變國債の購入に充て、殘額は當金庫に於て新規發行の政府保證債券及特殊法人債券引受けを爲し

た場合に預入組合に對し其の金額に應じて割當てるものである。

購入債券は各組合に交付せず當金庫に於て保護預りし組合が右債券の處分を必要とするときは産業組合金融統制團を通じ大藏農林兩當局の承認を受くることを要する

△ 爲替業務

當金庫の爲替業務は其の取扱の形式方法等は一般銀行と大體同様で、只産業組合系統機關の爲の業務である建前上爲替取引當事者は少くも一方は當金庫所屬の組合、又は聯合會に限定されて居る、現在取扱つて居る爲替業務の種類は小切手代拂、送金爲替、當座振込、代金取立、荷付爲替手形割引の五種である。

△ 有價證券の保護預り業務 (略)

△ 有價證券の委託賣買業務 (略)

二、其の他

當金庫の任務としては本來の業務の外に金融的指導の方面の新しい仕事が増加しつつある。

(一) 産業組合及同聯合會が取得し得べき有價證券銘柄承認

今次事變以來増加の一路を辿る組合界の餘裕金運用として有價證券投資への趨勢顯著となつたので主務省に於て之が對策を考慮し組合及聯合會の有價證券應募は産業組合中央金庫を通じて爲さしむることとなり、今後組合及聯合會餘裕金の管理運用の爲に取得し得べき有價證券の銘柄に付産業組合中央金庫に於て決定し得ることになつた。

當金庫に於ては此の趣旨に基いて同年十二月投資證券委員會を設置し、是は理事長の諮問機關で、委員には日本銀行副總裁、勸業銀行總裁、興業銀行總裁、中央會々頭、信聯協會々長、信聯會長三名に委嘱して居る、又農林、大藏兩省關係官に出席を乞ふて意見を求めて居る。

(二) 産業組合金融統制團

今次事變の擴大に伴ひ政治、經濟の諸機構が戰時體制となり、金融方面に於ては臨時資金調整法が施行されたので同法第三條の趣旨を體して當金庫と道府縣信用組合聯合會が一體となり昭和十二年九月本團を組織した。

本團の目的とする所は

一、臨時資金調整法に基き資金使用の自治的調整を萬全ならしむるに必要な事業を爲すこと

二、組合金融の整備擴充に必要な事業を爲すこと

本團の團長は當金庫、團員は信用組合聯合會、別に當金庫の總代である聯合會及組合は其の任期中は準團員となる。

然して前記の一の目的遂行の爲に資金自治調整委員會を設置し、二の目的の爲に組合金融委員會を設け一般經濟調査を爲し現下の經濟情勢に於ける具體的對策を考究する。

(三) 組合金融協會

新經濟體制に即應する爲金融機關の連絡協調を圖る目的を以て昨年九月全國金融協議會が結成され當金庫は不取敢組合金融界を代表する意味で之に参加した其後、組合金融界を打つて一丸とした組織を結成することとなり、先づ道府縣に「産業組合金融協會」を作り、更に此等協會の代表者と當金庫とを以て中央に「組合金融協會」を組織し本年三月二十四日創立總會を開催した。會長は當金庫理事長、委員には當金庫理事三名、信聯會長十名が委嘱されて居る。

本會の目的とするところは組合金融機關の連絡協調を圖りその事業を爲すことに在る。

(イ) 産業組合金融及漁業業組合金融に付關係機關を代表して全國金融協議會に加入し同會に於

て決定を見たる各般の事項の實施に協力すること
 (ロ) 組合金融の整備擴充に必要な事業を爲すこと

附 産業組合中央金庫主要勘定表 (一)

種目、年度	所屬組合 聯合會	出資金	出資口數	拂込濟 出資金	準備 積立金	預り金	債券發行高
昭和二年前半期	一一、九三六	三〇、七〇〇	三〇、七〇〇	三〇、七〇〇	三、九四五	一〇一、五九六	八六、九〇四
同 二年後半期	一一、九九五	三〇、七〇〇	三〇、七〇〇	三〇、七〇〇	四、一三九	一〇三、八〇七	八三、九三九
同 三年前半期	一一、九三〇	三〇、七〇〇	三〇、七〇〇	三〇、七〇〇	四、三九九	九九、四三六	八〇、一六八
同 三年後半期	一一、八五六	三〇、七〇〇	三〇、七〇〇	三〇、七〇〇	四、六七三	一三二、四七七	八三、三二二
同 一三年度	一一、四三〇	三三七、〇〇〇	三三七、〇〇〇	三一、七〇〇	四、九一八	一八四、五九四	七三、三〇九
同 一四年度	一一、四七九	三三七、〇〇〇	三三七、〇〇〇	三三、四二三	五、三四五	二九五、六六三	六六、八〇〇
同 一五年度	一一、五一〇	三三七、〇〇〇	三三七、〇〇〇	三三、一三五	五、四三九	二五六、一三二	五七、九六六

産業組合中央金庫主要勘定表 (二)

種目、年度	借入金	貸出金	特別融通		預け金	有價證券	所有物	剩餘金
			負債整理及 負債處理	負債處理				
昭和二年前半期	一七、〇五九	一三八、六九五	三、〇〇六	一七、九五九	六、七七七	一、八三三	八五〇	
同 二年後半期	一〇、〇六一	一三六、四〇五	三、六六一	一八、三三七	六、六七三	一、八〇三	九五二	
同 三年前半期	一三、九〇四	一三五、九七八	三、八〇三	一八、八五六	七、五七三	三、一四五	九九五	
同 三年後半期	九、七六五	一三三、五九六	三、八三四	一六、三四三	七、〇三七	三、一三四	一、〇七八	
同 一三年度	一七、七六一	一三四、三六七	三、六六一	三三、六三九	一三三、四〇九	三、四四八	一、六七九	
同 一四年度	二九、〇五六	一三九、七六〇	三、四三六	三四、八四六	三三九、〇六〇	二、四〇五	一、七三〇	
同 一五年度	三〇、三九七	一四一、八〇〇	三、四一〇	三〇、三三五	三九五、四六一	二、四二四	二、三五八	

第三章 保證責任 全國購買販賣組合聯合會

第一節 總記

設立年月日 昭和十六年一月一日
 主たる事務所 東京市麴町區有樂町一ノ九 電話東京丸ノ内代表三三五一番

從たる事務所

委

△支 所 東京支所 東京市麴町區有樂町一ノ二 電話東京銀座代表五五三番
 大阪支所 大阪市北區堂島上三ノ二一 電話大阪北代表四〇九五番
 門司支所 門司市門司字馬場三、一〇二ノ三一四 電話門司代表 二五五〇番
 名古屋支所 名古屋市東區布池町三二一 電話本局 四九五四番

△役 職員

△役 員

名譽會長 千石興太郎 顧問 荷見 安
 會長理事 越智太兵衛 專務理事(兼東京支所長) 柳川宗左衛門
 專務理事(兼林産部長) 中金 鈞 三 常務理事(總務部長) 奥谷 愛 昶
 常務理事(經理部長) 山口伊子六 同 (肥糧部長) 登能 守
 同 (資材部長) 吉田 正 同 (米麥部長) 勝賀瀨 質
 同 (兼農産部長) 飯岡清雄 同 (大阪支所長) 奥久 登
 同 (柑橘部長)

同 (門司支所長) 石井德久次 同 (名古屋支所長) 馬岡次郎

△總 局

部 長 主事 島田日出夫 企畫課長 主事 奥原 潔
 調查課長 主事 大塚 勇 監查課長 主事 細谷 龜 雄

△總 務 部

副・部 長 主事 佐々木顯一 總務課長 主事 鈴木政男
 人事課長(事務取扱) 主事 佐々木顯一 管理課長 主事 土岐定一
 運輸課長 主事 小出 直

△經 理 部

資 金 課 長 主事 各務文雄 經理課長 主事 瀧口正二

△肥 糧 部

副 部 長 主事 伊藤 帷 吉 肥糧統制課長 主事 森 普
 肥料課長 主事 森本熊二郎 飼料課長(事務取扱) 主事 伊藤 帷 吉

受渡課長 主事 畠山 一夫

△資材部

副部長 主事 宮下 莫一郎 資材統制課長(事務) 主事 宮下 英一郎

生産資材課長 主事 山口 鋼作 保健資材課長 主事 柳田 久

生活資材課長 主事 松井 孝

△米部

米麥統制課長 主事 池内 貞慶 米穀課長(兼) 主事 大沼 康

麥穀課長 主事 大沼 康

△農産部

副部長 主事 福島 泉 農産統制課長 主事 森 八三一

農産課長 主事 梅澤 一郎 畜産課長(事務) 主事 福島 泉

△林産部

林産課長 主事 岩本 慶之丞

木炭課長

△柑橘部

柑橘課長 主事 松平 清二 農村工業課長 主事 宮本 權次郎

日本に於ける購買、販賣組合及其の聯合會の全國的聯合機關は産業組合法によりて設立せらるゝ保證責任全國購買販賣組合聯合會(略稱、全購販聯)である。

全購販聯として事業を開始したのは昭和十六年一月一日からである、即ち米穀販賣購買組合の全國聯合機關たりし保證責任全國米穀販賣販賣組合聯合會(昭和六年五月設立)と柑橘販賣組合の全國聯合機關たりし保證責任大日本柑橘販賣組合聯合會(昭和九年九月設立)と、全國購買組合の全國聯合機關たりし保證責任全國購買組合聯合會(大正十二年五月設立)との三大聯合會が時局の要求する農林團體統合の先驅として打つて一丸合併を斷行して誕生した強力なる我が國購買販賣組合事業の中央機關である。

全購販聯は國家目的達成の爲産業組合に課せられたる責務を分擔することを以て經營の本義とし、肥料、飼料、農機具等の農業生産資材や農家の生活必需品を取纏めて配給するため、之等の物資を他より買入れ、或は自ら生産加工を行ふと同時に亦、米、麥、菓工品、鶏卵、黒糖、木炭

柑橘等農林産物の集荷をなし、軍官需の供出、一般民需への配給、さらに外地及外國への輸移出等の事業を行ふことを任務としてゐる。尙事業目的は定款に左の如く規定してゐる。

- 一、所屬聯合會又ハ所屬組合ノ購買スル物ヲ買入レ之ニ加工シ若ハ加工セスシテ又ハ之ヲ生産シテ所屬聯合會又ハ所屬組合ニ賣却スルコト
- 二、所屬聯合會又ハ所屬組合ノ販賣スル物ニ加工シ又ハ加工セスシテ之ヲ販賣、輸出又ハ移出スルコト
- 三、農業倉庫業法ニ依リ聯合農業倉庫ノ經營ヲ爲スコト
- 四、前各號ノ事業執行上必要ナル事業ヲ爲スコト（定款第一條）

第二節 現 況

全購販聯は舊三聯合會を合併した結果、その會員數、出資口數、出資金額、事業分量は著しく増大して、昭和十六年一月現在の會員數は一〇、九三八（聯合會六四、組合一〇、八七四）、出資口數は二一、一二五（一口金一、〇〇〇圓）出資金額は二一、一二五千圓（拂込濟額八、五五八千圓）事業分量は販賣事業及び購買事業を合すれば十三億に垂んとし居る。

全購販聯の機構は會長、專務理事の直屬下に總局を置き事業運営の推進力たらしめ、これと總務、經理、肥糧、資材、米麥、農産、林産、柑橘の八部よりなる本所の下に東京、大阪、門司、名古屋に支所を、小樽に出張所を設置し、更に地方の事情に即應する爲主要地に駐在所を設置する外、横濱その他に肥、飼料工場、神戸にゴム靴工場を置き、購買、販賣事業の綜合的運営に遺憾なき體制を確立してゐる。

尙役員は理事二十名、監事五名を置き、理事はその互選に依り會長一名、專務理事二名以内、常務理事十名以内を選出する、役員を選任は總代會に於て選出され任期は理事三年、監事二年である。

尙全購販聯の事業の概況並取扱品目は次の如し。

△肥 糧 部

全購販聯は従來より常に全國産業組合の肥料配給中樞機關として全國七百萬組合員の利益増進の爲に優良低廉な肥料の適期配給に全力を傾注してゐるが、特に支那事變以來の肥料事情の轉換に即應して唯に組合員農家の爲のみならず、その本質たる公益優先性に基く國策代行機關たるの

使命に則り、全農業者の福利増進と肥料國策の遂行を期する爲に全國的系統組織と完全な統制力と、さらに永年に亘る計画的配給の經驗を活用すると同時に、肥料國策會社の設立に當つては資本的にも、人的にも積極的に参劃し、國策會社と緊密な提携、協力の下に肥料の供給量の確保、配給の圓滑、價格の適正、適期配給に最善の方策を講ずると共に、一面には施肥の合理化と消費の規正に付て生産指導團體と相提携して其の趣旨の徹底普及指導獎勵に特別の努力を拂つてゐる。飼料についても、昭和十三年六月に施行された飼料配給統制法に基き設立された飼料配給株式會社を中樞機關として強力な一元的配給統制が確立されるに當り、全購販聯は資本的に人的に積極的な協力をすると共に、同社と緊密な連携の下に飼料國策の遂行に全力を傾注したが、最近に於ける輸入制限等による包米、高粱等の原穀の供給逼迫に伴ひ、次々に實施された飼料販賣取締規則、米糠配給統制規則、さらに公定價格の設定がなされ、なほ進んで配合飼料並に麩の割當配給制度が實行されるに及び、これに相呼應して、供給の確保、配給の圓滑、價格の適正等、飼料の全面的統制に積極的の方策を講じ、畜産國策の完遂に邁進して居る。

肥糧部の主なる取扱品目は次の如し。

〔肥料〕

硫酸、石灰窒素、過磷酸石灰、硫酸加里、鹽化加里、鱈搾粕、鱈玉粕、鯨搾粕、
 桐餼、大豆粕、棉實油粕、菜種油粕、荏油粕、蒸製骨粉、トーマス燐肥、磷酸ア
 ルミナ、硝酸曹達加里、高度化成肥料、特殊化成肥料、臨時配合肥料

〔飼料〕

配合飼料、麩、米糠油粕、大豆

△資材部

肥料、飼料を除いた農機具、石油農藥、地下足袋、作業服等の生産用資材及び一般生活必需品等の取扱をしてゐる。資材配給事業は第一次五ヶ年計畫を飛躍的な好成绩裡に終了して、引續き第二次三ヶ年計畫を進めつゝあるが、偶々勃發した支那事變とそれの長期化、さらに歐洲動亂の發生等は各種物資の上に著しい需給の逼迫を來たして、農業増産計畫に尠からぬ障礙を生ずる懼れがあり、需給の圓滑と配給の適正化を圖る爲、その總ての物資が統制され、割當配給を餘儀なくされる實狀である。かゝる事情に對應して、全購販聯は「農業生産力の擴充」と「農村厚生の推進」と云ふ二大目標を樹立し、資材の配給は擧げてこの線に副ふて全力を傾注してゐる、即ち「農業生産力の擴充」については、先づ農業増産に必要な各種資材の確保に努むると同時に、不肥

足勝の資材を圓滑適正にしかも適期に配給することに専念し、その取引に當つては常に農事實行組合を基礎とする部落協同生産と、資材配給とを有機的に連携せしむるために團體取引の實行に力を注ぎ、一方資材の計畫的協同利用化を勸奨して居る。

「農村厚生の推進」については、戦時下の農村生活の安定と、農村民の體位の増強を圖るため保健資材配給プロツクの結成並に保健指導員の設置、共同炊事等の協同生活施設の擴充、農村保健資材の配給統制、衣料原料不足に即應しての野生苧麻、故纖維等の自給資源の開發活用、農村作業服の制定その他の諸方面に亘つて農村生活を充實せしむると共に、農村民體位の向上に有效適切な種々の方策を講じつゝある。

資材部の主なる取扱品目は次の如し。

〔生産資材〕

農機具、自轉車、リヤカー、農業藥品、石油、石炭、セメント、釘針金、空罐
カーバイト、麻袋

〔保健資材〕

家庭薬、ホルピット、エデツク、醫療組合用品、石鹼、齒磨齒刷子、其他保健
衛生用品、砂糖、食用油、榮養菓子其他農産食料品、鱈、鮭鱒、鯨、海藻其他

海産食料品

〔生活資材〕

作業服、作業シャツ、地下足袋、ゴム靴、運動靴、軍手軍足、學生服、メリヤ
ス、綿足袋、織物、學用品、紙類、マツチ其他

△米 麥 部

米、麥類、小麥等の取扱をして居るが、之等のものは何れも戦時下の食糧事情の重要性に鑑み、高度の統制がなされ唯に集荷、配給のみならず生産、消費に至るまで全面的に統制が強化されてゐる。先づ米は臨時米穀配給統制規則により、從來の複雑な集荷系統を改編して原則として産業組合による一元集荷が確立されたが、その後さらに米穀の需給關係から、なほ一層の統制強化を必要とすることとなり、米穀管理規則を公布し、農家の自家保有米を除いたもの以外は、總て國家管理の下に置き道府縣外移出米は全部政府の買入とすることとなつたが、これらの政府米は全購販聯を通じ買入れると云ふこととなつてゐる。

大麥、裸麥についても、米穀應急措置に關する法律が改正され、農家の販賣するものは全部政府の買入となり、各道府縣に夫々買入數量を割當つることとなつたが、この集荷も一部の例外を

除いて、その殆んど全部が産業組合の取扱となり、之等の一切は全購販聯を通じて政府に納入することゝなつてゐる。小麥はその販賣數量が大麥、裸麥に比べて非常に多く、しかもその大部分が製粉原料であるので、麥類配給統制規則とは別建に小麥配給統制規則が公布され、これに基き集荷は原則として農會の統制の下に産業組合へ一元集荷となり、それらの物は全購販聯を通じて政府買上に應ずると共に、政府の指定する大口民間需要者に對する配給を行つてゐる。これにつき全購販聯では全國を區域とする小麥共同計算を實施してゐる。

主なる取扱品目は次の如し。

米(政府米、一般米)、麥(政府麥、一般麥)、豆類(大豆、小豆、蠶豆)、茶種、蕎麥、粟

△農 産 部

取扱ふ主なるものは黒糖、原麻、薬工品、鶏卵等で、これ等の最近の情勢は集荷並に配給部門とも種々の困難に直面してゐるが、全購販聯は系統各組織の有機的機能を全面的に發揮して、之が統制強化に邁進してゐる。黒糖は「黒糖集荷統制規則」により、産地集荷は産業組合の一元集荷が實現し、中央取扱機關としては全購販聯が指定されてゐる。全購販聯に集荷された黒糖は、

その統制機關である「日本砂糖配給株式会社」に販賣する。この配給は、全購販聯は日本砂糖配給會社の總配給高の約三割程度を購入し全國産業組合系統に配給してゐる。

原麻は、苧麻、大麻等統制規則によつて設立された日本原麻株式會社に對し、全購販聯は生産縣聯と共に會社總資本の略半額を出資し、原麻の産業組合系統組織による完全な一元統制が實現されてゐる。

薬工品は「薬工品配給統制規則」に基き、薬工品の配給統制が行はれ、その統制機關として日本薬工品配給株式會社が設立され、規則によつて指定された叭類は全部一手買上、販賣を行つてゐる、全購販聯は同會社に出資すると共に、需給の圓滑に全力を盡してゐる。

鶏卵は最近の需給逼迫に對處して、曩に公布された「鶏卵配給統制規則」に即應して、需給の圓滑に遺憾なきを期しつゝある、現在、全購販聯は指定配給機關として配給統制に努めてゐるが、集荷は産業組合系統を通じ全購販聯に集荷されるもの全國總量の約五〇%を占め、これが配給は地方長官の指定する優先配給に對しては直接全購販聯が配給し、その他は之を卸業者の組織する商業組合に供給する。その他、除蟲菊、椎茸、干鰯、漬物、野菜類の取扱ひをしてゐる。

主なる取扱品目は左の如し。

薬工品(苳、空俵、叭、繩)、麻類(大麻、苧麻、野生苧麻等)、三椶、楮、雁皮、黑糖、除蟲菊、薄荷、荳俵、鶏卵、鶉卵

△林産部

取扱ふ主なるものは木炭である、政府は「木炭需給調節特別會計法」を公布して、木炭の國家管理に準ずる強力な統制を実施することとなり、木炭の規格の改訂價格等統制令に依る木炭最高販賣價格の改正等を行ひ、需給の圓滑に最善を期しつゝあるが、これに即應し全購販聯は系統組織を動員して木炭集荷に全力を傾注し、政府割當全數量の確保を期すると共に、適正配給に協力しをり、さらに木炭の増産に、下部組織の強化を圖り、原木その他の製炭用資材の配給をする等の積極的な増産策を講じ、生産、集荷、配給の一貫的統制の強化に邁進して居る。

瓦斯用木炭は一般木炭と別個に、「瓦斯用木炭統制規則」が公布され、之が中樞統制機關として日本瓦斯用木炭株式會社が創立されて、生産と合理的配給の實現を期することとなつたので、全購販聯としても之に投資して、同會社と相協力して國策遂行に全面的活動を續けてゐる。なほ瓦斯

用木炭の集荷についても、産業組合による一元的集荷の實現を期し、より一層の擴充に努力して居る。

林産部の取扱ひ品目は下の如し。木炭(普通木炭、瓦斯木炭)、薪炭

△柑橘部

取扱ふ主なるものは柑橘其他青果類の外、農村工業品である、柑橘はその重要販路たる第三國向輸出の杜絶により、圓ブロック向輸出に轉換する傍ら、内地向販賣にも一層積極的に進出する様努力してゐる。苹果を始め葱頭、甘藍等の一般青果類に付きても一層積極的な計畫を樹て、特に甘藍と筍に關しては努力すべく計畫を樹て、邁進して居る。農村工業品は、澱粉、澱粉粕、油脂類及壘罐詰類の取扱を主とし、漬物類、乾物類等相當今後に於ても積極的に計畫實行すべき事も多いので、目下夫々計畫を急いで居る。

柑橘部關係の主なる取扱品目は左の如し。

柑橘、罐詰、青果類(苹果、葱頭、甘藍、筍)、精粉、粕類、油脂、壘罐詰、紙、乾物(凍豆腐、切干、干瓢、紫蘇等)、佃煮、乾茸、茶、味噌、木竹製品

△主なる刊行物

全購販聯肥料週報 (每週土曜日發行)
全購販聯資材旬報 (毎月五日發行)

△全國購販聯事業概況

	前事業年度末	昭和十六年七月末
所屬聯合會數	三聯合會	六聯合會
所屬組合數	七、四三組合	一〇、八四組合
出資口數	三、一五口	三、一五口
出資金總額	三、一五、〇〇 _円	三、一五、〇〇 _円
同上拂込總額	七、五九、七三	八、五八、五三
諸積立金	二、七五、三八九	三、四二、九三
借入金	三、〇八、一三九	三、五七、七四九
預け金	一九、三五、九九九	三、五五、四九五

有價證券	一〇、七九六、〇〇六
購買高	三、四四、四一、八七〇
販賣高	八五〇、三九、九四五
剩餘金	六〇〇、八七〇

第四章 保證責任 大日本生絲販賣購買組合聯合會

第一節 總記

設立年月日 昭和二年三月十五日
主たる事務所 横濱本所 神奈川縣横濱市中區北仲通五丁目五番地 電話横濱本局自三六三三番
至三六三四番 四二七番
從たる事務所 神戸支所 兵庫縣神戸市神戸區明石町三二番地 電話三ノ宮七七六番
一六五番 三二四番
彦根出張所 彦根市上藪下町二三番地 電話彦根一七番

△役 職員

△役 員

會長理事 千石興太郎 副會長理事 新井高四郎
副會長理事 北原阿智之助 常務理事 山崎梅治

△職 員

主事 勝田瀨一 主事 羽田圭樹 主事 新森一郎
主事 佐々木清 主任 西山諫治 技師 赤津辰男
技師 母袋良治 主事 須田國之助

沿革 産業組合製絲の歴史は古い。近代日本の製糸業或は協同組合の勃興と共に始まる。併し漸くその勢力が結集され出したのは大正の年代であり、群馬、長野の兩縣を始めとして全國に設立された。産業組合製絲の經營は他の産業組合に比し種々の困難を伴ひ、殊に生絲の販賣に於て甚しかった。此處に全國的統制機關に依る生絲の共同販賣の實施を必至ならしめ、斯くて大正十三年以來三回に亘る全國組合製絲大會の後昭和二年三月十五日遂に全國を區域として絲港横濱に有限

責任大日本生絲販賣組合聯合會の設立を見るに至つた。爾後漸次全國の組合製絲を吸収し、今日はその總てを包攝し、日本生絲産額の約一割一分をその傘下に集めてゐる。此の間昭和八年度には組織を保證責任に変更し、他機關に率先して共同計算販賣制度を實行その全國的結成の意義の眞價と偉力とを遺憾なく發揮してゐる、十三年度よりは購買事業を開始した、絲聯は、

一、所屬聯合會及所屬組合ノ委託ヲ受ケ其ノ取扱又ハ生産シタル生糸ヲ販賣スルコト

二、所屬聯合會及所屬組合ノ委託ヲ受ケ其ノ取扱又ハ生産シタル副蠶糸ニ加工シ又ハ加工セスシ

テ之ヲ販賣スルコト

三、所屬聯合會及所屬組合ノ購買スル蠶種並生糸及副蠶糸ノ整理荷造用品ヲ買入、之ニ加工シ若ハ加工セスシテ又ハ之ヲ生産シテ所屬聯合會及所屬組合ニ賣却スルコト

を目的として事業を行ふもので、全國の生絲の販賣を行ふ産業組合、同聯合會を以て構成してゐる、出資一口は千圓、三百口まで取得し得るがその設備釜數によりて制限がある。昭和十六年六月末の所屬組合、聯合會數は十九聯合會八十六組合、計百五、その出資口數六百八十五、出資總額六十八萬五千圓、役員は理事十三名、監事五名でその互選により會長一名、副會長二名、常務

理事一名を置き任期は理事三年、監事二年としいづれも所屬組合、聯合會の役員中より總會に於て選出される、總會は毎年七月又は八月に開く定期の他に臨時もある。

從來の事業年度は毎年七月一日に始り翌年六月三十日に終るが、販賣、購買に於て左の業務を行つてゐる。

△販 賣

取扱物品は生絲、並に副蠶絲及其の加工品、副蠶絲の精練又は製綿その他販賣上必要なる加工を爲すこととなつてゐる。

所屬組合聯合會はその取扱生絲全額を出荷し販賣委託を行ふものであるが、出荷物に對して販賣△時期、値段、賣先、販賣方法又は加工について指定することの出来ない全くの無條件委託である。之によりて強力なる綜合的統制の偉力が絲聯によつて發揮されるのである。然して委託物品の販賣價格は品等格差に従ひて共同計算制をとつてゐる。

△購 買

取扱物品は蠶種、生絲及副蠶絲の整理荷造用品とし、加工又は生産するものは

- 一、括箱、括絲、編索絲、金巾袋、通袋、文庫絲、副蠶絲用麻袋及繭袋の製作
- 二、蠶種の自己生産又は委託生産
- 三、其 他

第二節 現 況

本會の第十五年度に於ける生絲販賣總數量は四百六十九萬八千五百一十一斤強、その販賣總金額は六千五百萬一千八百四十九圓五十四錢にして總金額に於ては前年度に次ぐ創立以來第二位の販賣金額に達し、生絲受入數量は四萬六千七十八俵にして前年度に比し一千五百四十六俵、三分三厘強の増加を示した。

前年度に於て絲價が大波亂を演じたるため内地及び海外の消費者に激甚なる痛手を與へ其の餘弊未だ癒えずして需要減退、絲價反動安途上に新年度を迎へ然も七・七奢侈品製造販賣禁止令の公布に依りて全國機業地に半恐慌状態を現出し絲價安定施設法の發動を見るに到り千三百五十四標準にて政府の生絲買上が開始せられ、次いで製絲業者をして一割五分の操短を決議せしめ生絲の滞荷を阻止せんとした。

尙、二十一中生絲の帝蠶買上げ格差金を大幅に引下げられたる結果、國用生絲の裾物相場が千圓飛臺まで低落せるため國內需要を喚起し、且つ日獨伊三國同盟の結成により海外に於ては國際不安に基く假需要が擡頭して九月に到りて絲價も漸く千三百五十圓の最低絲價標準を脱却し得て順次好調を呈しきたり十月には最高千五百三十圓に上昇せしが假需一巡と共に賣行も低下し十一月以降一月まで絲價逆轉して帝蠶買入値段に膠着を餘儀なくされる環境におかれた。

然して此の期に到るまでに政府並に帝蠶の生絲買上數量は約十二萬俵弱に達し買上餘力幾許もなき窮狀默し難く一割五分の生産出荷制限、繭絲管理令等の絲價維持方策が具體化するに到りて絲況好轉に嚮ひ二月末には千四百四十圓に上進し、之加、國際情勢の緊迫に隨伴して時々起る海外の假需要と米國の軍需インフレに支援せられて四月には千六百圓と一途上昇過程を辿り、更に之より先、議會を通過せる蠶絲業統制法の具體的全貌が逐次判明して市場に安定感を與へ六月中は初旬の數日を除き大部分千六百圓臺に終始し遂に年度中の最高絲價千六百五十五圓に達して掉尾の活況を呈した。

此の間、本會の誇とする共同計算販賣に依る平均參着賣主義は本年度に於ても遺憾なく其の効果を發揮して、配分總平均千三百九十六圓となり未曾有の好成績を收めたる前年度に次ぐ成果を挙げ、之を供繭受入時期の市價平均に比するも、割高を嘆せしめたる春繭の不採算を補つて尙若干上位に相當する好結果を收め得た。

轉じて副蠶絲事業狀況を顧るに、政府は低物價政策に據り昭和十四年十月副蠶絲類中の數品種に對し公定價格を制定せられたるも配給機構の完備せざる爲め需給の圓滑を缺き、のみならず各種纖維の欠乏は一層副蠶絲の需要を激増し従つて價格の嚴守も期し難き實狀となりたるを以て本會は其の立場上副蠶絲取扱業務の不適性なるを認め一時休止の已むなきに至れり。然るに副蠶絲一元統制の機運漸く熟し六月末生産者、消費者並中間取扱業者一體となり副蠶絲の購入、販賣並配給に付全國を一圓とする日本副蠶絲統制會社の設立を見、次で七月三十一日副蠶絲及繭毛羽の價格指定せられたるを以て彦根出張所を再開し十月二十一日副蠶絲配給統制規則の公布、日本副蠶絲統制會社開業と共に更に高崎、保土ヶ谷、松本に出荷所を新設し集荷販賣に極力努めた。

此の間本會に於ける取扱總數量は四萬四千三百十八貫内十一月以降即ち統制會社との取引數量は三萬六千三十二貫に達した。

△年度別生絲受入並販賣表 (事業年度自七月一日至六月三十日)

年度別	受入俵數(合計)	販賣俵數(合計)	販賣金額(合計)
創立年度	三〇 ^俵	三〇 ^俵	四八、三九九 ^円
第一年度	九、四六三	九、二九三	一三、〇八〇、三七三
第二年度	一一、二五三	一〇、九四三	一五、五七〇、三五七
第三年度	一四、四三七	一三、三八三	一五、五八八、八五五
第四年度	二、八一四	二、六九八	一四、四七三、七一一
第五年度	三五、七四五	三五、七〇一	一五、四七一、三五三
第六年度	三三、六七〇	三三、四九一	二七、一九〇、六四一
第七年度	四七、三一九	四六、六七〇	三二、三〇、四三六
第八年度	四六、四六九	四六、四六八	三六、〇八九、七〇三
第九年度	四〇、四九三	四〇、九七五	三三、六九八、四九六
第十年度			

△絲聯概況

第十一年度	四四、八五四	四四、八〇三	三八、一七八、〇八六
第十二年度	四八、七三五	四八、五四七	三七、三八三、〇五九
第十三年度	四一、一〇〇	四一、三九三	三七、七五九、七三六
第十四年度	四四、五三三	四四、四三九	七四、三三八、四九三
第十五年度	四六、〇七八	四六、一三八	六五、五八八、五〇七

所屬組合聯合會	昭和十五年六月	昭和十六年六月
出資口數	二六	一〇五
出資金	六四八	六八五
同上拂込濟	六四八、〇〇〇	六八五、〇〇〇
準備、積立金	四八三、〇〇三	四九三、七三五
有價證券	二二、八六四	二四〇、五七九
	七三、八七七	八五、〇〇〇

預金	現金	七五、〇〇六	九四、三三八
出資	金	五、〇〇〇	五、〇〇〇
販賣	高	七四、八〇八、三六	六、四五四、三三一
剩餘	金	五、四〇三	四一、二九一

第五章 全國産業組合製絲組合聯合會

第一節 總

設立年月日 昭和七年二月十日

事務所 東京市麴町區有樂町一ノ七(蠶糸會館内) 電話丸ノ内三〇四六番

- △役員
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|--------|-----|------|
| 會長 | 新井高四郎 | 副會長 | 北原阿智之助 | 評議員 | 後閑祐次 |
| 評議員 | 菊井朝雄 | 評議員 | 神戸八郎 | 評議員 | 北原金平 |

- | | | | | | |
|---|------|---|------|---|-------|
| 同 | 上條春治 | 同 | 倉橋定八 | 同 | 山崎喜太郎 |
| 同 | 伊藤泰 | 同 | 永井貞録 | 同 | 伊野部重明 |
| 同 | 武内武平 | | | | |
- △職員
- 主事 瀬川啓太郎 技師 小林運美

沿革 全國産業組合製絲組合聯合會は昭和六年三月公布の蠶絲業組合法に基きて昭和七年二月設立された公法人であつて全國産業組合製絲の指導統制の中樞機關であつて、營業製絲の全國中央統制機關たる全國製絲業組合聯合會等と枯立してゐる。その構成は蠶絲業組合法によつて設置された道府縣産業組合製絲組合又は産業組合製絲及聯合會を構成員としてゐる。全絲聯はその目的を達成するために左の業務を行ふ。

- 一、原料繭及其受入方法の統一に關する施設
- 二、生糸に關する規格の統一に關する施設
- 三、産業組合製糸の指導獎勵に關する施設

- 四、生糸の検査に關する施設
 - 五、産業組合製糸に關する研究及調査
 - 六、産業組合製糸に關する紛議の調停又は仲裁
 - 七、前各號に掲ぐるものの外産業組合製糸の改良發達及統制を圖るに必要なる施設
- 役員は會長一名、副會長二名、評議員九名を置き總會に於て議員中より選任されるが會長副會長は其他の者よりも選任し得る。任期はともに四年、評議員は會長の諮問機關である。

第二節 現況

全絲聯の經費は會員の負擔として、一、平等割、二、生絲販賣額割とし、必要に應じて使用料手數料を徴收して賄ふが、昭和十六年度收支豫算額は四萬三千五十圓でその内譯は左の如し。

科 目	收 入	豫 算 額	前年度豫算額	比較増減
一、所屬會員負擔金		三、六〇〇 <small>円</small>	二七、三七〇 <small>円</small>	六、三三〇 <small>円</small>
二、繰 入 金	六、四七〇		一〇、七一〇	三、六四〇
合 計		四三、〇五〇	四〇、七三八	二、三二二

科 目	支 出	豫 算 額	前年度豫算額	比較増減
三、雜 收 入		二、七〇〇	三、〇五八	三三八
四、手 數 料		二、五〇〇	一、九〇〇	六〇〇
五、雜 收 入		二〇〇	一五八	四二
六、繰 越 金		二〇〇	二〇〇	—
合 計		四三、〇五〇	四〇、七三八	二、三二二
一、事 務 費		一七、四四五 <small>円</small>	一四、九六一 <small>円</small>	二、四八四 <small>円</small>
二、會 議 費		七、七〇〇	六、七〇〇	一、〇〇〇
三、事 業 費		一三、〇〇五	一四、三七七	一、三七二
四、負 擔 金		二、四〇〇	二、四〇〇	—
五、雜 支 出		一、七〇〇	一、五〇〇	二〇〇
六、豫 備 費		八〇〇	八〇〇	—

合

計

四〇、五〇

四〇、七八

二、三三

△昭和十六年度經費分賦收入方法

本會ハ所屬會員ニ對シ本會總費分賦收入方法ヲ左ノ如ク定ム

國用生米販賣額割

國用生米一俵（十六貫）ニ付

金 壹 圓

輸出生米販賣額割

輸出生米一俵（同）ニ付

金 參 拾 五 錢

平 等 割

一會員ニ付

金 參 拾 圓

△主なる定期刊行物

月刊 産業組合繭糸 毎月一回 一日發行

昭和十三年版 繭糸販賣組合論

昭和十四年版 糸聯の共同計算販賣と其の實績

其他

第六章 産業組合監査聯合會

第一節 總 記

設立年月日

昭和十四年四月一日

事務所

東京市麴町區有樂町一丁目十一番地産業組合中央金庫内

電話丸ノ内五六三六番

△役員

△役員

會長 荷見 安

常務理事 松本都藏

理事 佐藤寬次

理事 千石與太郎

理事 村上平太郎

理事 越智太兵衛

監事 山崎梅治

監事 森田熊吉

監事 柳川宗左衛門

評議員 新井高四郎

評議員 深井 功

評議員 山本米三

同 奥 久 登

同 石井德久次

同 熊野 英

同 平田慶吉

同 根尾宗四郎

同 片野重脩

△職員

總務部

部長(常務理事) 松本都藏 主事 高橋敏男 主事 細谷小麓

主事 車田千春

監査部

部 長 徳永一之丞 第一課長 主事 監谷虎松
第二課長 主事 中島光司 第三課長 主事 藤原一

沿革 産業組合監査聯合會は昭和十三年三月十七日法律第十五號を以て公布された産業組合自治監査法に基いて設立された全國を通じて一つの社團法人で、左の事業を行ふを以て目的としてゐる。

- 一、會員たる産業組合及産業組合聯合會の監査
- 二、會員たる産業組合及産業組合聯合會に於ける監査事務の指導
- 三、其の他産業組合及産業組合聯合會の監査に關し必要な事業

本會の會員たるものは産業組合、同聯合會、産業組合中央會、産業組合中央金庫で昭和十五年三月末に於て百三十二聯合會、一萬七百九十三組合を擁してゐる、機關として役員は會長、常務理事各一名、理事三名以上五名以下、監事三名を置きその任期は五年で監事は三年とし、いづれも主務大臣の任命する所である。他に會長の諮問機關として評議員二十名以内を置く任期三年で主務大臣の任命による、參事五名以内を置く任期三年で會長の委囑による、決議機關は總代會で毎年一回四月又は五月開かれる、總代は道府縣毎に會員より選出される。

監査聯が會員に對して行ふ監査は、監査聯に於て必要と認められた會員について毎年度の監査計畫に基いて實施するが、この他に會員から申出ありたるとき及官廳又は産業組合關係團體の依頼によつて行ふ場合もある、監査を行ふものは監査聯に設置された監査員であつて、産業組合の役員が監査員の監査を拒むことが出來ず、もし監査を拒んだときは自治監査法第九條により三百圓以下の過料に處せられる、監査は日程を通告して行ふが、之を通告せざる場合もある、監査に當つては組合、聯合會の理事監事の各一名以上の立會の下に、その組織、運用及會計の一切に亘り精密なる監査を遂げ、其の結果は監査書を作成して被監査者に交付する、以上はいづれも自治監査法、監査聯定款及監査規程に基くものである、監査聯の豫算は出資によらず會員の負擔金、中央五機關の特別負擔金並に政府助成金、其他によつて賄はれるが、昭和十六年度（自昭和十六年四月至昭和十七年三月）收支豫算は左の如し。

昭和十六年度收支豫算（第三年度自昭和十六年四月至昭和十七年三月）

收入之部

科 目	本年度豫算額	前年度豫算額
一、負 擔 金	六六、八〇〇 ^円	六六、八〇〇 ^円
二、特別負擔金及寄附金	八三、九〇〇	八三、九〇〇
1. 特別負擔金	八三、八〇〇	八三、八〇〇
2. 寄 附 金	一〇〇	一〇〇
三、政府交付金	一三八、七九五	一三八、七九五
1. 助 成 金	一六、七九五	一六、七九五
2. 委託事業交付金	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇
四、雜 收 入	一、〇〇〇	一、〇〇〇
五、前年度繰越金	五〇〇	—
合 計	三八九、九九五	三八九、四九五
支 出 之 部		
科 目	本年度豫算額	前年度豫算額
一、俸給及旅費	二〇五、九〇〇 ^円	二〇五、九〇〇 ^円
二、事 務 費	五三、五八〇	五三、二八〇
三、指定事業費	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇
四、積立金繰入費	一、〇〇〇	一、〇〇〇
五、豫 備 費	八、三五	八、三五
合 計	三八九、九九五	三八九、四九五

△昭和十五年度事業報告書

昭和十五年四月一日より昭和十六年三月三十一日迄の間に於ける本會事業狀況は左の如くである

一、會員に關する事項

會員の數及其の異動左の如し。

産業組合全國機關	前年度末現在	本年度増加	本年度減少	本年度現在
	七	一	三	五
				八

産業組合道府縣聯合會	六	一	六
其の他の聯合會	六〇	二	六〇
産業組合	一〇、七九	一七	一〇、七三
計	一〇、八五	一七〇	一〇、九五

第二節 現況

一、監査

昭和十五年度に於て産業組合の監査を執行し財務及事業上の改善を促したるもの全國四七道府縣八一四組合にして其の監査日數二、五七四日、延人員五、一六六人なり。

二、監査實地指導

監事に對する監査方法の實地指導を行ひ自己監査の改善を促したるもの左の如し。

指導組合數 二六道府縣 三〇組合

三、監査講習會

イ、特別監査講習會

産業組合監査従事者及産業組合監査従事者たらんとする者に對し監査に關する知識及技能を與ふる目的を以て昭和十五年九月十六日より十月十五日に至る三十日間東京市赤坂區溜池町三會堂に於て特別監査講習會を開催す其の修了人數三四名なり。

ロ、地區的監査講習會

地方指導機關職員、監事其の他一般組合關係者に對し産業組合監査に關する知識の普及を圖る目的を以て地區的に神戸市、山形市、長崎市、札幌市、千葉縣君津郡秋元村、長野市、岡山市、佐賀市、名古屋市の九箇所に於て各一週間宛監査講習會を開催す其の修了者四一四名なり。

四、監査に關する調査、研究、其の他

監査に關する資料其の他參考資料として印刷に附したるもの左の如し。

- (イ) 産業組合關係法解説
- (ロ) 戰時經濟
- (ハ) 醫療組合の監査

第七章 保證責任 全國漁業組合聯合會

第一節 總記

設立年月日 昭和十三年十月二十七日
 主たる事務所 東京市芝區海岸通り一ノ二〇 電話東京芝四一八一番
 従たる事務所

△支 所
 東京出張所 東京市京橋區小田原町 電話築地 二四三八番
 東京出張所鹽干部 東京市芝區海岸通り一ノ二〇ノ三
 大阪出張所 大阪市北區中ノ島七ノ一二 電話(土佐堀) 七〇五番
 名古屋出張所 名古屋市熱田區白鳥橋西詰 電話(南) 三〇三八番
 函館出張所 函館市未廣町八六 電話(函館) 五五〇番
 下關駐在所 下關岬之町 電話(下關) 一四七、三六九番
 尾道駐在所 尾道市 電話(尾通) 一三三番

△冷凍工場

東京冷凍工場 所在地 本會と同じ
 勝浦冷凍工場 所在地 千葉縣勝浦町濱勝浦三 電話(勝浦) 二四九番
 三崎冷凍工場 所在地 神奈川縣三崎町仲崎一克 電話(三崎) 三三八番

△役員

△役員
 會長 小 栗 一 雄 副會長 野 村 貫 一
 常務理事 岡 尊 信 常任監事 宮 崎 小 太 郎
 理事 木 下 辰 雄 販賣部長 乾 明 太 郎
 △職員
 指導課長 杉 原 定 壽 總務課長 今 村 與 作
 經理課長 片 山 宗 平 鮮魚課長 栗 野 有 常
 製品課長 松 葉 篤 弼 第一購買課長 若 林 健

第二購買課長 新美 廣 秋

第三購買課長

別所 正之助

△漁業組合學校

校長 野村 貫一 學監 杉原 定壽

主事 御正 敬一

沿革 我國の漁村に於て漁業者の申合せ組合が漁業組合の名稱を用ひたのは遠く明治十三年で明治十九年に漁業組合準則の施行によつて形態を整へ明治三十四年四月十三日法律第三四號を以て舊漁業法が制定された。爾來沿岸漁業の發達に伴ひ之れが改正を叫ばれ明治四十三年四月二十一日法律第五八號を以て現行漁業法が制定された。然るに昭和四年より七年に至る我國經濟界の不況は農山漁村經濟の極度の窮乏を招來し爲めに組織的、計畫的なる經濟更生運動が起り之を契機として昭和八年三月二十八日法律第三十三號を以て漁業組合が漁村經濟の中樞機關として認められ從來漁業權又は入漁權の對象であつた漁業組合は協同組合として漁業自營及經濟行爲等を爲し得ることになり漁村經濟發展の一段階に進んだ。爾來道府縣に於ては急速に漁業組合聯合會の設立を見之等單位組合並に道府縣漁聯の活動を促進し健全なる發達を目的として昭和十二年八月

二十五日全國漁業組合協會が設立された。

然るに日支事變の勃發に因り自由主義經濟より統制經濟への移行の必然性に伴ひ漁民に對する日本精神の昂揚と共に漁業組合の經濟活動も生産物の販賣並に物資の一元的配給の必要に迫られ昭和十三年八月九、十の兩日に亘つて帝國水産會、大日本水産會、全國漁業組合協會の主催の下に全國漁業組合聯合會設立に關する協議が行はれ設立に關する具體案が決定し全漁協の事業も繼承し昭和十三年十月二十七日（漢口陥落の日）待望久しかりし全國漁業組合聯合會が設立され同年十一月一日より全國漁村の中樞機關としての事業開始となつた。

保證責任全國漁業組合聯合會は全國の漁業協同組合百五十一、同聯合會四十二、を以て構成し出資一口金額千圓、五百口迄取得し得るが昭和十六年三月末で四千百五十七口四十五萬七千圓を擁してゐる、役員は理事十名以上十六名を總代會に於て會員の代表者中より選任し、監事四名以内を置き會長一名、副會長二名以内、常任監事一名を互選する、その任期は理事三年、監事二年、他に會長諮問機關として評議員若干名を置き、總代會は毎年一回四月又は五月に開く。各部署業の概況は左の如くである。

第二現況

六

△指導教育事業（指導部）

漁業組合聯合會及漁業組合の發達を圖るため指導教育施設として左記事業を行ふ。

- 一、漁業經營費低減指導職員の設置（農林省補助）
- 二、漁業經營改善講習會の開催（農林省委託）
- 三、漁村青年指導者協議會開催（農林省補助）
- 四、漁業組合中央講習會開催
- 五、漁業組合學校の設置
- 六、雜誌「漁村」の刊行
- 七、漁業經營改善に関する叢書の刊行
- 八、地方講習會へ講師の派遣等

△販賣事業（販賣部）

左の如く分擔し漁業組合聯合會又は漁業組合の生産又は取扱に係る各種水産物販賣の系統機關の一元的合理化を圖り受託品の適正價格の維持、配給機構の調整を第一義として販賣をなすべしあり。

△鮮魚課

鮮魚販賣の計畫各出張所との連絡、荷割所の設置、其他他課に屬せざる事項

△冷凍課

イカ、鯖、鰯、秋刀魚等の冷凍品の販賣、各冷凍水工場の管理等

△海藻課

石花菜、昆布、若布、海苔、海蘘海苔製品の販賣

△製品課

魚油、魚粕、鰹製品及輸出統制品目等の統制販賣を行ふ

△購買事業（購買部）

左の如く分擔し戰時下漁業物資の供給の圓滑と價格の適正を期しつゝあり

△第一課

石油其他漁業用燃料に関する事項、購買計畫に関する事項、其他他課に屬せざる事項

△第二課

釘、針金、鋼索及金屬類、船具、魚具、塗料、各種機械、集魚燈カーバイト等に関する事項

△第三課

綿網網、麻製品、染料等に關する事項

△第四課

帆布、綿製品、ゴム製品、鉛、錫、アンチモン、包装用品及雜品經濟用品等に關する事項
△各部事業成績

	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年(四月—十二月)
販賣金額	六三、七八 ^円	三三、七〇、〇〇〇 ^円	一六、三四〇、一八〇 ^円
購買金額	八三〇、九二一	五、三六、六八七	一四、九四、七八二

昭和十三年十月末所屬聯合會及所屬組合數六十五組合出資口數四千三十口、出資總額二百一萬五千圓内拂込濟出資金二十萬一千五百圓を以て設置を見たる本會は先づ總務部、指導部、販賣部購買部を設置し事務分擔を確立し漁民の待望を擔つて事業開始し今日に至る。

	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年	昭和十六年
所屬組合聯合會	三九	四〇	四一	四二
出資口數	四、〇三〇 ^口	四、一五五	四、一五七	四、一五七
出資總額	二、〇一五、〇〇〇 ^円	二、〇七九、五〇〇	四、一五七、〇〇〇	八九九、九三七
拂込濟出資金	二〇一、五〇〇 ^円	四六五、五〇〇		

昭和十五年度 四三 三五 四、一五七 四、一五七、〇〇〇 八九九、九三七

△主なる定期刊行物

月刊雜誌「漁村」毎月一回日發行 二〇錢

△全漁聯概況

	昭和十五年三月	昭和十六年三月
所屬組合聯合會	四、一五五	四、一五七
出資金額	二、〇七九、五〇〇 ^円	四、一五七、〇〇〇 ^円
拂込濟出資金	四六九、一四一	九三三、七八九
出資口數	四、〇三〇	四、一五五
準備金積立金	四、二四四	二九、四五六
有價證券	二、〇〇〇	二、〇〇〇
預け金現金	二八七、三六一	一、三六九、〇三二
借入金	二、六三〇、八〇〇	九、七七四、三三三

販賣	三、六六、九三
購買	五、三六、六七
剩餘	六、〇〇三
損失	

販賣	四、二七〇、七八
購買	二、三三四、九一

第三編 外地加盟團體の現況

第一章 朝鮮金融組合聯合會

第一節 總記

設立年月日 昭和八年八月三十一日
 主たる事務所 朝鮮京城府竹添町一ノ七五番地

電話光化門代表 三七〇番

從たる事務所

△支所	京畿道支部	京城府光化門通一番地	電話本局	七九〇番
	忠清北道支部	清州郡清州邑本町三ノ九〇	電話	三〇六番
	忠清南道支部	大田府春日町三丁目三二ノ五九	電話	七五番
	全羅北道支部	全州府大正町五ノ三二	電話	七二番
	全羅南道支部	光州府大和町	電話	三八番
	慶省北道支部	大邱府南町	電話	七三番
	慶尙南道支部	釜山府富平町一丁目	電話	四二七番
	黃海道支部	海州府南本町	電話	一五〇番
	平安南道支部	平壤府山手町三二	電話	二〇七番
	平安北道支部	新義州榮町六丁目	電話	六四番
	江原道支部	春川郡春川邑本町一ノ二〇	電話	三〇番
	咸鏡南道支部	咸興府中央通り三丁目	電話	三三番

咸鏡北道支部 清津府羅南本町八九

電話羅南

四番

△東京事務所 東京市麴町丸ノ内二丁目丸ノ内ビルヂング三階三一〇區

電話丸ノ内 二九七番

△役員

△役員

會長 松本誠 理事庶務部長 岡田豊次郎

理事金融部長 齋藤清治 理事事業部長 土屋傳作

理事教育部長 山根 諱

△職員

參事總務課長 小口弘 經理課長 荻原彦太

普及課長 清水精一 資金課長 鴻池義六

指導課長 彌永義信 購買課長 調武男

販賣課長 松重米弑 教務課長 河野定吉

〃 調査課長 大熊良一

東京事務所

參事 芳村圭助 同 尾家幸正

沿革 大正七年に於ける地方聯合組織の樹立、昭和三年に於ける朝鮮金融組合協會の設立等金融組合事業の發展に伴ひ集中的傾向が認められて來たが、躍進して撓みなき組合事業はその社會的信用の増大と共に自らの金融機構を合理化するがために全體的聯合機關結成の必要が感ぜられて來たかくて昭和八年に至つてこの全體的聯合組織結成への機運は愈々熟し、政府に於ては立案審議に關する諸般の準備が進められたが、その手續が順調に進捗し同年八月十七日聯合會令が公布されついで三十一日附を以て新聯合會が設立されたのである。

願れば明治四十年五月金融組合制度が樹立されてより十一年にして地方聯合組織たる各道聯合會制度が樹立され、其後十五年の歳月を經過して茲に初めて中央聯合組織が結成され組合人多年の要望が満たされたものであつて、朝鮮組合制度は今や全鮮を業務區域とする單一聯合會の下に直ちに單位組合を統轄する所謂二段階制の組合機構を具現し朝鮮金融組合運動の將來のために重

要なる一期を劃したものである。事實組合事業は聯合會設立を契機として社會的にも經濟的にも一層その重要性ある發展への地歩が確立されたものである。

近年に於ける組合制度上劃期的の轉換を見たものは昭和十年八月三十日附制令第十二條を以て殖産契令が公布されたことである。本令に基いて金融組合並に産業組合傘下に部落的の法人を組織し之を組合員として加入せしむるに至つた。この法人たる部落的組織（即ち、部落的小産業組合）を通じて金融組合は從來の信用事業以外に事實上購買販賣事業を經營することゝなつた。而して之に關聯して後述するが如く朝鮮金融組合聯合會に事業部が新設されこの統制下に全鮮的に組織的な購買販賣事業が進捗するに至つたことは組合史上特筆されなければならない。

朝鮮金融組合制度の單一中央機關である朝鮮金融組合聯合會（略稱朝金聯）は全鮮の金融組合を會員とし、尙金融組合の外に朝鮮産業組合令に依る産業組合をも加入せしめてゐる。その目的とする處は之等の會員に對し資金の供給、預金の受入、購買及販賣斡旋、組合職員及組合員の教育事業、共濟事業の遂行及業務上の指導をなし、其の他會員共同の利益の増進を圖ることにあるがその業務區域は朝鮮一圓に跨り従つて中央地方の別なく全鮮組合の單一全體の中央機關で、金融

的聯合機關、事業的聯合機關、監査及指導教育の聯合機關たる三種兼併の中央機關として立つてゐる。

朝金聯は本部を京城に、支部を各道道廳所在地（十三）に置き、又東京にも事務所（丸ノ内丸ビル第三一〇區）を置いてゐる、會員の數は七百八十五組合で内七百二十二が金融組合、六十三が産業組合である。金融組合は強制加入で産業組合は任意加入である、即ち朝鮮金融組合の制度は中央機關單位組合の二段機構である。

- (一) 會員に必要な資金の貸付を爲すこと
- (二) 會員に對し手形の割引を爲すこと
- (三) 會員の爲に爲替業務を爲すこと
- (四) 會員より預り金を爲すこと
- (五) 會員に對し業務上の指導を爲すこと
- (六) 會員相互の聯絡及業務上の便宜を圖ること
- (七) 會員の職員を教養すること

(八) 前各號の外會員の共同の利益を増進する爲必要な業務を爲すこと

(九) 貯蓄銀行、信託會社又は公共團體其の他營利を目的とせざる法人より預り金を爲すこと
 朝金聯の出資金は一口五百圓とし、分割拂込を認めてゐる。昭和十六年二月末現在で、出資口數一萬一千七十九口、出資總額五百五十八萬九千五百圓、内拂込額五百四十三萬三千二百二圓である。役員は會長一名、理事十七名、監事四名であり、會長及理事は朝鮮總督之を任命し、監事は總會(會員の代表者より選出した議員を以て組織す)に於て選任する。

第二節 現 況

△指導業務 朝金聯の會員指導の基調は昭和八年十二月制定の趣旨に依り行はれてゐる。即ち

一、金融組合趣旨の普及に努むること

金融組合の社會的存在の重要性に鑑み不斷に有效適切と認むる方策を講じ以て積極的に組合趣旨の普及を圖らんとす。

一、組合員の増容に努むること

組合機能の擴充は必然的に組合員の増加に俟たざるべからず、依て之が増容施設に萬全を期し

可及的速に總世帶數の五割包容の實現を圖らんとす。

一、組合員の訓練に努むること

組合は組合員の經濟の發達を目的とする團體なるが故に常に組合員に對し協同精神の作興、貯蓄思想の涵養、勤勞主義の鼓吹等に努め他面指導金融の徹底に盡し資金利用の適正を圖らしめ以て其の生業の助長と生活の充實とを圖らんとす。

一、經營の合理化に努むること

組合員各自の經濟を發達せしむると共に一面團體としての基礎を鞏固にし其の活動を強化する爲資金の集積及運用に付ては常に細心の注意を拂ひ不斷の研究に努め特に金利の適實及收支の權衡を旨とし以て業務の堅實なる發展を圖らんとす。

一、業務の圓滿なる發展に努むること

統制と協調とは業務經營の要諦なれば組合業務の活動は一切系統機關の統制下に於て之を爲すと共に相互の協調を密にして併せて關係方面と聯絡を保ち以て其の圓滿なる發展を圖らんとす特に時局下に於ける金融組合の役割は重大であつて國策の線に沿ひ全鮮組合組織を總動員して

- (イ) 生産力の擴充
- (ロ) 國民貯蓄の造成
- (ハ) 物資の節約
- (ニ) 集荷配給の合理化

等其の負荷せられたる責務を完全に遂行するため朝金聯の會員業務の指導は積極且眞剣に行はれてゐる。

△會員の業務調査 朝金聯は其の所屬會員の個々に付少くとも毎年一回嚴密なる實地業務調査(監査)をなしてゐる。

△貸出 朝金聯は會員たる金融組合並に産業組合・漁業組合に對して其の必要とする運轉資金の貸出をなしてゐるが、此の貸出金の内には普通貸付金と特別貸付金とがあり後者の特別貸付金は國策に順應して政府より融資割當てられる特別低利資金で資金の種類に依りては聯合會自己資金を加へて融資するものであり、使途は農事改良、自作農制定、負債整理、耕牛購入、米穀應急、水害復舊等の資金として貸出されるものである。

△預金 朝金聯は會員より非組合員預金の管理金(預金の三分の一以上)並に運轉資金の餘裕金を預金として受入れ、之を會員への貸出資源として運用せられてゐる。

△購買及販賣 朝金聯は殖産契の契員並に組合員のため生業用品及特殊經濟用品の共同購入並に農業生産物其他副業生産物の共同販賣の中心的斡旋機關として活動し金融部門と並行して朝鮮農村經濟の合理化のために寄與をなすべき使命を持つものであるが、一方會員の共同の利益のために事務用品の共同調辨事業も營んで居る、而して事變勃發以來政府の物資動員計畫、經濟統制化に順應して組合も亦其の機能に應じて農村及都市の物資配給行程の合理化に努力を拂ひつゝある朝金聯は此の購販事業促進のため販賣品の規格の統一、數量の取纏、集荷、發送等必要なる指導を與へてゐるが、取扱物品は大量經濟取引を目標として此の取扱品種を制限して居り、購買品は

- イ 産業材料(肥料、農機具、洋灰、種苗、飼料原料)
- ロ 食料品(粟、麥、麥粉、砂糖、明太魚)
- ハ 其他經濟用品(燐寸、石油、染料、石鹼、藥品、綿布)

また販賣品は

イ 穀物（粳、玄米、大豆、大麥、小麥、落花生、玉蜀黍）

ロ 林産物（木炭）

ハ 織物（苧布、麻布、明紬）

ニ 其他手工業品（朝鮮紙、箒、團扇、藥草）を主たるものとしてゐる。

△債券發行 朝金聯は中央金融機關として資金の授受調節を行ふてゐるが、必要とする運轉資金は預り金及借入金を以て充足する外更に長期資金については朝鮮金融債券の發行をなして之を賄つてゐる。而して債券發行の限度額は貸出金及割引手形現在高の範圍内で拂込濟出資金額の十

五倍であるが、取入先は大藏省預金部資金、朝鮮簡易生命保險積立資金及一般金融市場である。

△爲替 朝金聯は會員の爲に爲替を取扱つて居る。之に依つて金融組合は極めて安全且便利に組合相互間に資金の授受を爲すことが出来延いて又其の組合員或は一般預金者も之により不尠利便を蒙つてゐる。

△普及事業 組合趣旨の普及及び會員に對する指導聯絡の爲朝金聯に於ては新聞雜誌の發行、巡回映寫及畫劇を行つてゐるが、支那事變以來時局認識の深化と日本精神の發揚に主眼を置いて

ゐる。其の狀況は次の通りである。

△雜誌

金融組合（月刊） 八、四〇〇部

家庭の友（月刊） 六五、〇〇〇部

組合と生活（月刊） 五八、三五〇部

△新聞

鮮文紙（月刊） 二八八、九〇〇部

△通信

朝金聯旬報（旬刊） 一、三〇〇部

殖産契報（月刊） 一七、二〇〇部

△巡回映寫 朝金聯は昭和十一年度より巡回映寫班を設け各道金融組合を巡回し、組合趣旨の普及と組合員の慰安とに資してゐるが、上映映畫は時局色を濃厚にし時局認識、國民精神昂揚の文化映畫を以て蔽ふてゐる、尙昭和十五年度はトーキー班三班無聲班一班の新編成を以て全鮮六百

個所の開催を計畫してゐる。

△畫劇 昭和十二年より組合趣旨普及及農村民衆の慰安娛樂並に生活向上の爲、畫劇を作成配給して來た、之が效果的利用促進を圖るため畫劇講習會を開催する等の措置を講じてをる。

以上の外各種の普及事業の外組合事情を紹介せる各種普及用のパンフレット、ポスター、ビラ手帳、カレンダー、曆、等時宜に應じ編纂刊行してゐる。

△教育事業 金融組合は現在職員約七千人を擁し、此等職員に對し組合精神を注入し、組合實務を習得せしむるため朝金聯に於ては教育事業を行ふてゐる。教育講習は甲種、乙種、丙種の三種に別れ、甲種講習會は毎年大學、専門學校出身者中より採用されたる金融組合理事見習に對し金融組合理事者たるに適する教育を爲すを目的とするもので、その新規採用者を一應數ヶ月間各地方の組合に配屬して實地に付組合事業を演習せしめたる後四ヶ月の講習を行ふものである。次に乙種講習會は約二ヶ月間に亘る金融組合在職五ヶ年以上の者の再教育の爲に行はれ、更に丙種講習會は中等學校出身者中より採用する書記見習生又は在职書記に對して約一ヶ月半に亘り通常毎年二回乃至三回開講してゐる。

婦人講習會は金融組合婦人會の中堅指導員たる農村婦女子に對して組合教育をなすのが目的である。

以上各講習會の講習生は講習中原則として朝金聯附屬寄宿舎に收容し、日常の起居並に學習について共同生活と規律的生活に馴致せしむる方針が採られてゐる、これ組合教育の特長とし、尙農事經營に對しても京城府外に二千五百坪の面積を有する農事實習場を設け實地に農耕法及家畜の飼育に關する講習を行ひ萬全を期してゐる。

△調査事業 昭和十三年六月朝金聯の一部機構改革に當り増設せられた調査課に於ては、(イ)業務遂行上の諸問題の調査、(ロ)一般金融經濟の調査、(ハ)諸統計の調製、(ニ)圖書冊子の刊行、(ホ)圖書の保管整理に關する事項等がなされてゐる。尙定期的に左の圖書を發行してゐる。

調査彙料 (自第三號至第八號)

調査資料 (自第十輯至第十六輯)

金融組合年鑑 (昭和十五年版)

金融組合統計年報 (昭和十三年度)

△共済事業 朝金聯は共済事業として會員使用建物及組合の擔保貨物に對する火災損害補填を目的として火災共済基金を設定し、一方金融組合及朝金聯職員のため退職死傷等の給與をなすため特別給與基金を設けてゐる。

(イ) 火災共済

火災共済事業の本年度概況は左の如し。(自昭和十五年四月至同十六年三月)

火災共済基金の増減

前年度繰越金	基金	利息	計	本年度受入高	本年度振出高	本年度末基金在高
三三八、八五	一六、九七九	一〇、〇四三	三、八五	二、六〇〇	二、五三三	三五〇、七七
前年度繰越高	本年度契約高	本年度満期高	契約高	本年度末現在高	會員數	
七、五三、六三八	九、三三〇、四五九	七、七九、六三八	九、〇六〇、四五九		七六二	

(ロ) 特別共済

從來の特別共済制度は金聯及會員の退職、死亡、公傷に對して基金を支給してゐたが、其他の場合には僅かに各自毎に多少の共済施設を有するに過ぎなかつたので、昭和十五年十二月三十日に財團法人朝鮮金融組合職員共済會が設立された、この共済會は設立當初に於て金聯六萬圓、組合四萬圓、計十萬圓の基本財産の讓出をうけた外金聯の特別給與規程による權利義務一切を承繼した、その事業は、

- 一、聯合會、同會員及共済會職員の退職、傷病退職、死亡、公傷、水火災、父母妻子の死亡に對し共済金を支給する。

- 二、聯合會、同會報、及共済會職員に共済貸付、住宅貸付を爲す。

會員は甲種を金聯及金融組合、乙種を甲種會員の職員とし甲種會員の外乙種會員も毎月俸給の百分の一を讓出してゐる。

尙財團法人共済會に對し朝金聯より承繼された特別給與金は左の如し。

前年度繰越金
三、一七三、七六一

基金
五五九、六六四

本年度受入

計
五五九、六六四

新共濟會に承繼
三、七三三、四三六

二六

朝金聯概況

	昭和十五年三月	昭和十六年三月	比較増減(△印減)
會 員 數	七六六	七八五	△ 一
拂込濟出資金	四、七五三、八八六	五、四三三、三〇三	△ 六八〇、三二六
諸 積 立 金	一、三七九、七九〇	一、九七九、一七〇	△ 五九九、三八〇
貸 出 金	一三四、八六三、五四四	一三九、八三〇、八五〇	△ 五、〇三二、六九四
預 り 金	一三六、四二一、八八六	二二〇、四三四、二九七	△ 七四、〇三三、四一一
預 ケ 金	五三、一六〇、四四六	一〇一、三五九、〇九四	△ 四九、〇九八、六四八
有價證券保有	三三、四一八、八〇三	四九、七四八、九七八	△ 一七、三三〇、一七五
借 入 金	三〇、九四四、八三四	三一、〇五五、〇三四	△ 一一〇、二〇四

金 融 債 券	三二、三三三、〇〇〇	三一、三三三、〇〇〇	—
購 買 高	三三、〇〇一、九三四	二〇、四八八、二六七	△ 一、五三三、六五七
販 賣 高	三〇、九七七、六八五	一一三、四九八、九四三	△ 八二、五二一、二五八
特別給與基金	三、一七三、七六一	—	—
火災共濟基金	三三八、八三五	二五〇、七三七	△ 八八、〇九八

第二章 臺灣產業組合協會

第一節 總 記

設立年月日 大正十二年七月七日
 事務所 臺灣臺北市榮町三丁目二十三番地 電話五八五番、五六六番
 △役 職 員
 △役 員

會頭	齋藤樹	副會頭	石井龍猪
副會頭	中島一郎	幹事	本多保太郎
幹事	鹽見俊二	主事兼幹事	梅原寅之助
△職員			
主事	吉原芳應	主事補	上田實
主事補	泉田猛四郎	同	官部峯三
同	河野美春	同	原田一男
同	今野皓		

沿革 臺灣産業組合協會は大正二年七月に設立され、全島産業組合事業の中心的聯絡指導機關として活動してゐる、協會は全島の産業組合を正會員とし、この他に賛助會員、及び名譽會員を會員として構成し根據法はない、その目的は、
 産業組合の普及發達及聯絡を圖るを以て目的とし、そのために行ふ事業は左の如くである。
 一、産業組合の設立の獎勵幹旋

- 一、産業組合の業務に關する指導
 - 一、産業組合相互の連絡を圖り事業執行上の便宜を興ふること
 - 一、産業組合に關する講習、講話會を開催
 - 一、産業組合に關する研究調査
 - 一、産業組合大會を開催し優良組合及役職員の表彰を行ひ或は組合發達上必要なる協議又は建議を爲す
 - 一、會報の發行
 - 一、會員の質問應答
 - 一、物資幹旋
- 執行機關としては會頭一名、副會頭二名を置き會頭には臺灣總督府總務長官、副會頭には同財務局長、預金局長を推戴し、會務處理のために幹事を置いてゐる、又關係官廳、團體の幹部又は學識經驗者より顧問、參與を會頭の推薦又は囑託により置いてゐる。
- 總會に代る決議機關として評議員會を設け、會頭會員中より三十名を選任する、評議員會は豫

算決算其他の重要な事項を審議する、その任期は二年である。

協會は各州又は廳の區域を以て支會を設け、郡又は市の區域を以て部會を設けてゐる、支、部會は區域内の産業組合其他の會員を以て組織し指導聯絡の第一線を確保してゐる。

協會の經費は正會員の負擔金、事業收入、總督府補助金、其他を以てし昭和十六年度歳入出豫算額は九萬六千三百圓でその詳細は左の如くである。

科目	歳入之部		比較増減	
	本年度豫算額	前年度豫算額	比較増	減
一、負擔金	四三、一五〇	三七、一五〇	五、〇〇〇	〇
二、事業收入	三六、六五〇	二九、六五〇	七、〇〇〇	〇
三、雜收入	五、四〇〇	四五六	四、九四四	〇
四、補助金	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	〇
五、繰越金	二、一〇〇	二、〇七六	二四	〇
合計	九六、三〇〇	七四、三三三	二二、九六八	〇

科目	歳出之部		比較増減	
	本年度豫算額	前年度豫算額	比較増	減
一、事務所費	九、二九六	八、〇六〇	一、二三六	〇
二、會議費	一、五〇〇	一、五〇〇	〇	〇
三、事業費	七〇、一〇〇	五二、五六六	一八、五三四	〇
四、補助費	一一、三〇〇	一〇、三〇〇	一、〇〇〇	〇
五、積立金	二、五〇〇	一、九〇六	五九四	〇
六、豫備費	一、六〇四	一、〇〇〇	六〇四	〇
合計	九六、三〇〇	七四、三三三	二二、九六八	〇

尙會員負擔金は左の標準により賦課されてゐる。

平等割	正會員	農倉平等割	資産割	資産
四百五十組合	一組合當り二十圓	百十組合	三千三百九萬圓	此金額 九千圓
	一組合當り三十圓	一組合當り三十圓	百圓に付六錢	此金額 三千三百圓
				此金額 一萬九千八百五十圓

剩餘金割 剩餘金 二百八十五萬八千圓 百圓に付三十五錢 此金額

一萬圓

臺灣に産業組合の制度が創設されたのは大正二年二月、律令第二號による臺灣産業組合規則の發布に始る、同規則は内地産業組合法中「産業組合聯合會及び産業組合中央會に關する規定」を除いてそのまま施行されたもので、更に内地の産業組合と比較して臺灣産業組合の特徴を示せば次のやうである。

- 一、産業組合の出資口數には制限がない、即ち一組合員の有す可き出資口數は特別の事由に依り「臺灣總督ノ認可ヲ受ケタル場合ニ限リ三十口ヲ超ユルコトヲ得」(臺灣産業組合規則第二條)との規定がある。だから三十口以上は總督の認可を受ければ何口でも有する事が出来る
- 二、理事及監事の選任に付ては認可主義を採つてゐる(臺灣産業組合規則第三條)
- 三、剩餘金の配當率を異にして居る。
持分の全部又は一部に對する配當の率は本則として年六分であつて、特別の事由あるときは定款の規定により此の制限を超え得ることは内地の産業組合と同様であるが、其の最高率は拂込濟出資額に應じ一割二分迄とせられてゐる。(臺灣産業組合規則第十七條第三

項)

四、利用組合の員外利用設備は電氣設備、水道設備、種畜設備に限定せらる。(臺灣産業組合規則施行規則第一條ノ一)

五、産業組合法中主務大臣とあるは臺灣總督、北海道廳、支廳長とあるは郡守、區裁判所又は其の出張所とあるは地方法院、其の支部又は出張所、市町村とあるは市街庄又は區である(臺灣産業組合規則第一條但書)

六、系統聯絡機關産業組合聯合會の制度がない

制度創設の當初はこの程度の法制内容で足りたが、何としても全島組合事業の中樞機關たるべき聯合會制度の認められないことは組合事業の擴充に一大障害となつてゐた、そこで組合規則の大改正と共に聯合會制度の實現は年々組合界の熾烈なる要望となつて燃へ上つた。戰時態勢の深刻に伴ひ時局の要請は十有八年に亘るこの要請に應へる秋を迎へ遂ひに昭和十六年九月三十日律令第七號を以て新産業組合規則が公布されるに至つた。

新令公布に至るまでの經過を顧るに大正十三年第一回全島産業組合大會に聯合會實現に關する

臺灣産業組合規則の改正要望の議が上程され滿場一致可決されたが爾後毎大會に之れが提案を見ざることなく昨年の第十五回大會に至るまで、實に十有八年に亘る宿願となつた、斯くの如く長年月の間其の要望を達成し得なかつた理由は

一、利害關係者より阻止運動もあり其の他發表を憚る事情の存せしこと
 二、本島農産物の大宗たる米はトランケン（粳摺業者）が根強く農民生活に喰込み居り、砂糖は製糖會社なる大資本に固められ其の他本島の特産たる芭蕉、柑橘等の販賣等に關しても特殊會社早くより設立されたること

三、指導機關にして且つ代辨機關たる臺灣産業組合協會は任意團體のみならず弱體にして且つ首腦に長く其の人を得ざりしこと

等にあるものとみられそれだけに新令に對する關係各方面の歡喜は大きなものがある、いま次に新令の要綱を掲げる、即ち從來臺灣に於ては産組聯合會及び産組中央會に關する規定を除いて内地産業組合法を適用してゐたのであるが、新令では「中央會に關する規定」のみを除いて適用するので新に聯合會の制度が認められた事が根本となつてゐるが、新聯合會は内地に於ける中央會

中央金庫、全購販聯、監査聯の四大機能を有し、而も事業に於ける強力なる統制機能を付與されて居り、新令施行後の臺灣産組事業の飛躍的發展が期待される、これに伴ふて臺灣産業組合協會も歴史的巨歩も鮮やかに新制度の中に新しい相貌を以て發展的に改組されるであらう。

新令要綱

△理事監事の任免

産業組合の理事、監事の選任は知事又は廳長の認可をうければ足りたが、理事中常務を擔當する理事は知事又は廳長が任命し辭任もその權限に屬することが加へられた、尙本令施行の際常務の理事に現職するものは知事又は廳長の任命ありたるものと看做し其の任期は殘任期間とす

△組合員及員外への統制權

産業組合は定款の定むる所により組合員の産業に關する統制を行ひ得る。
 知事又は廳長は公益上の必要ありと認むるときは組合員又は組合員に非ずしてその組合の區域内に於て當該組合の行ふ統制に係はる業務を爲す者、其他知事若は廳長の指定する者に對してその組合の統制に従ふべきことを命ずることが出来る。

△組合經費の分賦

總督特に必要ありと認むるときは産業組合は定款の定むる所によりその經費の一部を組合員に分賦することを得る。

△聯合會の事業

臺灣産業組合聯合會が所屬組合に對して行ふ事業は左の如くである。

- 一、必要資金の貸付、手形の割引當座預金貸越
- 二、爲替業務
- 三、組合又は公共團體、非營利法人、團體の貯金
- 四、債務保證
- 五、有價證券保護預り及證券の賣買
- 六、販賣事業、購買事業、利用事業
- 七、組合の普及、發達、聯絡及其の事業の統制
- 八、餘裕金を以て總督の認可を受け産業に關する法人に貸付

△聯合會構成と役員

聯合會は産組を以て構成し、會長及理事は總督の任命による、監事は所屬組合より選任す、但し特別の事由あるときは特例がある。

△産業債券の發行

聯合會は拂込濟出資額の十倍を限り臺灣産業債券を發行し得る。

△監査事業

聯合會は産組監査員を置き産組の監査を行ふ監査員の選任辭任は總督の認可を要する。監査員は産組の事務所、倉庫、加工場其他の場所に臨み金錢、物品、帳簿、其他の物件を調査し事業及財産の狀況を監査し得る、監査員の監査を拒み妨げ忌避したるときは三百圓以下の過料に處す。

第二節 現況

昭和十六年度に於ける協會事業計畫は左の如くである。

本會は本島産業組合運動の中軸たる使命の重大性に鑑み地方支會部會と協力して既往事業の完

成を計ると共に更に事變下銃後の施設を恰ねく組合並組合員に徹底實行せしむるに全能力を傾注し遺策なからんことを期せんとす即ち、其の計畫の主なるもの左の如し。

一、指導部門に於て行ふ主なる業務

- 1 機關誌發行（臺灣之産業組合月刊）更に内容の精選充實を期す
- 2 指導職員の活動
- 3 組合の事務事業の實地指導及指導的監査
- 4 農業倉庫擴充に關する特別指導
- 5 法律部並相談部の活用
- 6 組合役職員の訓練
- 7 地方指導員研究會の開催
- 8 講演會映畫會等の開催
- 9 幹部講演會の開催
- 10 有用圖書の發刊又は紹介

11 皇道産業組合精神の普及徹底

12 餘裕資金の運用方法

13 其他指導上必要なる施設

二、幹旋部門に於て行ふ主なる業務

- 1 必要資金の幹旋
- 2 餘裕資金の運用幹旋
- 3 物資就中ゴムロール、ベルト、犁先、セメント、地下足袋、作業服等の購買幹旋
- 4 火災保險、有用圖書、雜誌類、諸帳簿、映畫及家庭藥等の幹旋
- 5 其他統制國策に順應し必要物資の幹旋等々

三、銃後施設の獎勵

事變下に於ける銃後施設として産業組合の擔當事項頗る多く殊に物資配給の圓滑、愛國貯金の勵行、事變公債の購入、産業擴充資金の調達、金賣却の慫慂、國民總親和の徹底等々最も喫緊事なるが故に協會は之等に主力を注ぎ萬全を期せんとす。

四、大會決議事項の遂行

臺灣産業組合聯合會の設立其他重要事項の決議のみにて未だ實現せざるものは實行委員會の活動と相俟つて極力之が實現に努め庶幾の目的を貫徹せんとす。

五、調査研究に關する事項

- 1 金融、産業、經濟、慣行及保健等に關する基本調査
 - 2 國策統制經濟に順應する組合施設に關する事項
 - 3 系統機關の完成に關する事項
 - 4 他の團體との提携に關する事項
 - 5 一般財界の動向に關する事項
 - 6 其他必要と認むる事項
- 等々を調査研究し組合事業の指針たらんとす。

六、共濟會に關する事項

全島組合界の常務役職員を打つて一丸とする共濟會を建設し常時之を指導して役職員の素質向

上及待遇改善に寄與し以て有能の士が安定して永く其の職域に精勵せんことを期す

七、補助金交付

州廳支會に對する補助金は其の經費殊に人件費運用に基き公平且つ適正に交付し以て其の活動を促進せんとす

八、其他の施設

其他總て豫算編成の趣旨を體し最も有意義有效に經理して期待に副はんことに専念せんとす

△主なる刊行物

月刊雜誌 「臺灣之産業組合」

他パンフレット

臺灣産業組合概況 (昭和十四年末)

組合數	四九四
調査組合數	四八六
組合員數	五三〇、九三一

出資總額	三、一三八、三三〇 ^四
拂込濟出資金	一八、七六一、三八八
準備金	一〇、六三四、三八三
其他積立金	六、三六六、七六六
借入金	一九、一八〇、五三九
貯蓄金	一五、四四七、六三三
貸付金	二七、五三〇、三六一
販賣高	三六、三九〇、八九五
購買品賣却高	三〇、六六七、三三七
利用料又は加工料	一、〇九三、五七〇
預け金	六、〇〇九、三四三
現金	二、九一六、八三七
剩餘金	三、四七〇、六七六

第三章 樺太産業組合協會

第一節 總記

設立年月日 昭和六年六月廿八日

事務所 樺太豊原市大字豊原樺太廳舍内 電話樺太廳管理課三〇八八番

△役員

會長 小河正儀 副會長 北村得三

△職員 主事 杉原重一 主事 鈴木一郎

同 飯塚友行

樺太産業組合協會は昭和六年六月設立された樺太に於ける産業組合事業の指導、連絡、普及の

中樞機關である、その會員は産業組合及聯合會を正會員として構成他に賛助會員を有してゐる、その目的は、産業組合及産業組合聯合會の普及發達及聯絡を圖るを以て目的とし、そのために行ふ事業は左の如く定めてゐる。

- 一、産業組合及産業組合聯合會の設立を獎勵斡旋すること
- 二、組合及聯合會に關し指導を爲すこと
- 三、組合及聯合會並其の役職員に關し表彰を行ふこと
- 四、組合及聯合會相互の聯絡を圖り事業執行上の便宜を與ふること
- 五、組合及聯合會に關する講習、講話、活動寫眞會等を行ふこと
- 六、組合及聯合會に關する調査、監査を行ふこと
- 七、組合及聯合會に關する書籍を發行すること
- 八、會員の質問に應ずること
- 九、會報を發行すること
- 十、組合及聯合會の事業に關し仲介斡旋を爲すこと

十一、産業組合關係常務役職員の共濟事業を行ふこと

十二、前各號の外本會の目的を達するに必要な事項

執行機關としては會長一名、副會長一名を置き會長は樺太廳長官、副會長には同廳殖産部長を推戴し、他に參事十名を置き會務に參與せしめてゐるが、參事は總會に於て正會員の理事及幹事並賛助會員中より選任し、任期は二ケ年である、又會務を處理するため幹事若干名を置き會長之を囑託する。尙講師顧問も置くこととなつてゐる。

決議機關としては正會員を以て組織する總會があり、毎年一回通常總會を開催し豫算、決算、事業計畫其の他重要な事項を決定してゐる。

協會は樺太廳支廳、同出張所管内毎に支會を設け、その管下の正會員其他の會員を以て構成し組合指導の第一線を確保推進してゐる。協會の經費は正、準會員の負擔金、事業收益金、樺太廳補助金其他を以てし昭和十六年度歳入出豫算額は二萬六百四十四圓で、その詳細は左の如し。

昭和十六年度歳入出豫算

歳入之部

科目	豫算額
一、會費	六、四七 _四
二、負擔金	一、三〇〇
三、交付金	一、五七
四、補助金	三、七〇〇
五、事業收入	六、四八〇
六、雜收入	三三〇
七、繰越金	一、〇〇〇
計	三〇、六四

歳出之部

科目	金額
一、事務費	八五 _四
二、會議費	八〇〇
三、事業費	一八、九〇〇
四、豫備費	四
計	三〇、六四

尙會員負擔金は會員賦課徴收規程により左の如く賦課されてゐる。

正會員たる産業組合の會費は左の標準に依り毎年之を賦課す。

一、平均割

一組合に付

金二十五圓

二、組合員數割

一人に付

金五錢

三、拂込濟出資金割

百圓に付

金五錢

四、剩餘金割

百圓に付

金五十錢

正會員たる産業組合聯合會の會費は年額三百圓とす賛助會員の會費は年額一圓とす但し一時金十五圓を納入したるときは爾後の會費を徴收せず。

樺太に於ける産業組合制度は大正四年五月二十八日勅令を以つて産業組合法の一部施行がせられ茲に内地組合制度が移植せられたるに始まる。本島に産業組合制度が施行されたのは本制度の特質を活用して本島拓殖の一助たらしめんとするにあつた。即ち、組合制度により生産資本の充實を期し、産業の發達を圖ると共に和衷協同の美風を涵養し以て公共の精神に立ち拓殖事業の堅實なる發達を圖らんとするにある。而して本島の拓殖地としての經濟的行政的の事情よりして法制上内地の産業組合と多少の差異點が存在してゐるがそれは次の諸點である。

一、信用組合及産業組合聯合會の區域に關する規定及産業組合中央會に關する規定なきこと

二、監督は拓務大臣、樺太廳長官及樺太支廳長が行ふこと

- 三、登記又は届出に關する期間が二倍であること
- 四、事業年度の借入額、貸付額、貸付金利率、手形の割引歩合の最高限度は毎年總會の決議を経て樺太長官の認可を受くるを要すること
- 五、總代會は組合にありては三百人以上の組合員を聯合會にありては三十以上の所屬組合及所屬聯合會を有するに非ざれば設け得ざること
- 六、剩餘金の配當は拂込みたる出資額に應ずるものは年一割を越ゆることを得ざるも特別の事由あるときは定款の定むる處により年一割三分迄之を増加し得ること

△ 産業組合の發展概況

本島に於ける産業組合の發展情況を見るに大正四年十二月豊原實業懇和會信用組合の設立を嚆矢として大正五年末には信用組合五、信購販利組合一の設立を見たが其後行政當局の補育的指導獎勵によつて漸次組合の増設さるゝを見たのである。一方之等單位組合が有無相通じて金融の圓滑を期するため聯合會設立の要望漸く大となり、同年十月つひに樺太信用組合聯合會の設立を見るに至つた。ついで昭和五年三月には第一回全島産業組合研究會が開催され翌年には全島組合及

聯合會の自主的普及發達及聯絡機關たる樺太産業組合協會が設立さるるに至り官廳の監督と相俟つて組合指導聯絡系統が強化さるゝを見たのである。

然るに一方内地に於ては農業恐慌克服對策として産業組合擴充計畫を樹立するあり、之に對應して本島に於ては第四回全島産業組合大會の決議に基き昭和九年三月第一次樺太産業組合擴充三ヶ年計畫を確立實施するに至つたが、時恰も樺太特殊産業たる酪農業・養蠶業の著しき發展を見たると樺太拓殖十五ヶ年計畫の基礎確立したるとにより組合運動は之に合せて顯著なる發展を示し組合事業の内容は著しく刷新改善さるゝ處があつた。然し乍ら支那事變の勃發に伴ふ非常時局と本島の經濟情勢は倍々産業組合の擴充強化を必要とするに鑑み昭和十二年七月開催の第七回全島産業組合大會に於て更に第二次産業組合擴充三ヶ年計畫の樹立を決議したが、之に基き昭和十三年一月以降昭和十五年の三ヶ年間に於て計畫を確立し實施することとなつた。

而して本擴充計畫の目標は、(一)産業組合の整備完成、(二)産業組合の基礎の強化確立、(三)産業組合教育の普及徹底、(四)農村産業組合の擴大強化、(五)市街地産業組合の金融の合理化、(六)産業組合機關の強化擴大、(七)各種團體との聯絡強化の七項目に亘つてゐる。

第二節 現 況

協會の主なる事業を擧ぐれば左の如し

△ 表 彰

本會は成績優良なる産業組合に對し隨時表彰を行ふ
表彰の方法は左に依る

- 一、會長の名を以て賞狀を贈與すること
- 二、會報に表彰の旨を記し其の成績を掲ぐることに
表彰すべき組合は本會會員にして左記に該當するものに限る
- 一、法令定款に違背なきこと
- 二、帳簿書類其他事務上の整理行き届き居ること
- 三、組合の區域は相當の大きさを有すること
- 四、組合員は區域内の者を相當包含し居り減少を見ざること
- 五、事業の分量多く其の事業は各組合員に行き渡り居ること

- 六、收入支出適良にして相當の剩餘金あり積立金増加すること
 - 七、組合員の事業進歩し産業の地方的改善行はること
 - 八、組合員の富力増進すること
 - 九、組合員の徳義上進すること
 - 十、區域内に於ける共同施設の効果舉り比隣に對し感化力の見るべきものあること
 - 十一、組合設立後五年以上を經過したるものなること
- 表彰を受けたる後五年以上を經過し成績特に顯著なる組合に對しては表彰旗を授與し更に之を
表彰す

本會は左の各號の一に該當する者に對し功勞章を贈進することを得但し其の功績の有無は參事
會に諮問し會長之を定む

- 一、産業組合の普及發達に盡瘁し功勞顯著なる者
 - 二、産業組合の經營に盡瘁し功勞顯著にして他の範となる者
- 功勞章は之を分ちて左の三種とす

- 一、綠綬功勞章
- 二、紅綬功勞章
- 三、紫綬功勞章

△ 監 査

監査は本會會員たる産業組合又は産業組合聯合會に付左の各號に對し之を行ふ

- 一、資産、負債、損益及剩餘金處分に關する事項
- 二、諸帳簿の組織、記入及計算に關する事項
- 三、法令、定款其の他諸規定の實施に關する事項
- 四、一般事業の經營方法に關する事項

監査は左の場合に於て行ふものとする

- 一、産業組合又は産業組合聯合會より申込ありたるとき
- 二、本會に於て表彰し又は表彰せむとする組合又は聯合會に對し必要と認めたるとき
- 三、官廳より依頼ありたるとき

四、其の他本會に於て必要と認めたるとき

前項第二號乃至等四號の場合に於ては當該産業組合又は聯合會の同意を得るものとする
監査には會長の指名せる監査委員之に當る

△ 實 地 指 導

本會は本會會員たる産業組合又は産業組合聯合會に對し實地指導の爲會長の指名せる指導員を派遣することを得

實地指導は左の各號の一に付之を行ふ

- 一、帳簿の記帳整理
- 二、産業組合法第三十條第一項に掲ぐる書類の作成
- 三、事業の經營

△ 講 習 會

本會は理事、監事及事務員養成の目的を以て左の標準に依り講習會を開催す但し特殊の講習會にありては此の標準に依らざることを得

- 一、科目は産業組合概論、産業組合關係法規及手續、産業組合の經營、産業組合の帳簿又は産業組合の事務實地演習の一種、數種又は全部とす
- 二、期間は三日間以上、時間は十八時間以上、講習員の人員は三十人以上とす

△ 大 會

本會は二年毎に一回全島産業組合大會を開催す但し會長に於て必要と認めたるときは此の限に在らず

開催の時期及場所は總會の決議を経て會長之を定む

全島産業組合大會は産業組合及産業組合聯合會の改善、發達及聯絡を圖る爲協議、報告、表彰講演及實驗談其他會長の必要と認めたる事項を行ふ

全島産業組合大會出席者は會員、名譽會員、本會及支會役職員及本會の承認したるものとす

△ 交 付 金

本會は支會に對し本章の規定に依り毎年度豫算の範圍内に於て補助金を交付す
交付金の交付を受けたる支會は左の事業を執行すべし

- 一、組合の設立、經營及事務に關する指導
- 二、講習、講話及協議會の開催
- 三、調査及監査
- 四、其他本會の特に指定したる事業

樺太産業組合概況 昭和十五年十二月末現在

種、別	昭和十五年十二月末現在	昭和十四年十二月末現在	差引増△減
組 合 數	九四 <small>組合</small>	八六	八
調 査 組 合 數	七三	七三	〇
組 合 員 數	一六、六三三 <small>人</small>	一三、七六七	二、八六七
内 農事實行組合數	一三三 <small>組合</small>	七九	三三
出 資 金	三、八六二、七五〇	二、九九七、二六〇	八六四、四九〇

沿革 過去三十有餘年の間に渡滿した數知れない多くの邦農の中で、凡ゆる苦難と惡闘し、辛うじて最後の一线までよく踏み止まつて、自己の田園を固守し、農業移民たる本來の使命に努め、貴重なるバイオニヤーターたる役割を勤めつゝある所謂先住邦農が、今日まで辿つて來た途は、各方面とも誠に棘の道に等しきものであつた。特に、今日よりも在滿邦人自由農業者の數も少なく、一種の試験事業として見られてゐた時代には、必要なる農業資金の提供を受くる便宜も全くなく、その困難は殊に金融方面に於て甚だしきものがあつた。

そこで如何にしてこの難境から脱出すべきかに就ては、邦農有志の間に於て屢々協議された結果舊滿洲農事協會を中心に、昭和五年滿洲農業金融機關設立期成同盟會を組織し、關東廳及び滿鐵の後援の下に運動が續けられた。昭和十年十月、舊滿洲農事協會が滿洲農業團體中央會に改組された後も、同會内に金融委員會が設けられてその運動が繼續され、遂に滿鐵助成の諒解を得て、中央會に金融部を設置することゝなつたが、其の後別個獨立の機關とし滿洲農業信用組合を設立することゝなり、昭和十一年八月十一日その創立總會を擧ぐるに至つた。

現在、滿洲に存在する邦人自由農家は戸數約四千、人口約一萬（その内關東州は戸數約四百、人口約一千）と推定されてゐる、が本組合加入員約五百名は、前記全滿邦人自由農家數の約一割二分五厘に當つてゐる。

今や滿洲國開拓の國策は益々強化され、益々重大視さるゝ時に當つて、多年幾多の苦難を具さに嘗め來りしバイオニヤーター的邦人自由農民の使命はいやが上にも大となつてゐる。本組合の規模は現在のところ餘り大なるものではないが、かゝる邦人自由農民の唯一の産業組合主義による金融機關として、本組合は今後組合員諸氏の熱意によつて益々充實、擴張さるべき運命にあるものと言はねばならぬ。

△ 本 質

(1) 本組合は滿鐵會社の産業助成代行機關ではない。
本組合が組合員に融通する大部分の營農資金は滿鐵會社保證に依る借入金であり、又本部事務經費の大部分が滿鐵會社からの補助金であり、尙又理事の選任豫決算等の重要事項に關しては滿

鐵會社の承認を必要とすることになつてゐるが、滿鐵會社の代行機關ではない。

(2) 本組合は契約に基く組合員の組合。

本組合は滿鐵會社の代行機關でもなければ又國策遂行機關でもなく、無論其の業務は慈善事業でもない。農業者個人御互が一定の約査——民法上の契約——の下に權利義務を負擔し合つて單位組合を結成し、其の單位組合が更に構成分子となつて本組合を結成して居るもので單位組合を通じて本組合と個人農業者とは業務上に於ても法律上に於ても密接不離の關係に在る。従つて本組合の成績如何は直ちに單位組合の組合員たる個人農業者の權利、義務、損得、禍福に影響する。これが株式會社である銀行から借金をする場合と全く其の性質を異にする點であり、個人農業者に於て充分の認識と自覺を必要とする點でもある。

(3) 本組合は金貨を業とするものではない。

信用組合と云へば金を貸す所、預ける所だと一般に考へられ易い。

本組合も出来るだけ低利の金を融資することは其の職能の一部分に相違ないが、もつと奥深い目的を持つてゐる。即ち銀行や會社と異り全く組合員の相互扶助機關であり、又經營者とこれを

利用する御客が相一致して居る關係上組合業務に依る利益或は損失は凡て組合を構成して居る各所屬組合——間接には所屬組合の組合——の持分に應じ直接に關係するものであると同時に、其の金融の目的は共同購販、共同の施設利用、共同の事業經營を爲し御互の共同利益増進、生活向上を企圖する目的を持つものである。各自各自が自己の責任のみを以て勝手に融資を受け、勝手に營農することのみを目的とする金融ではない。本組合は絶対に利息収入を目的とする金貨業でなく、自分達の金を自分達で相融通し御互の福利増進を目的とする機關である。

(4) 組合員の自力更生發展を目的とする機關である。

本組合は組合員たる農業者自身の機關であるので近き將來に於て獨立獨歩することを目標とする。

出来るだけ早く本組合自體の信用に於て資金を集め、又自體の力に依つて經營費を生み出し組合事業を擴充し滿鐵からの援助監督から離れなければならない。

△ 業務内容と其の特色

本組合の直接目的とする事業は組合員に對し金融することであるが、その金融は決して單なる

金貨ではない、農業経営に必要な土地、資本、労働の中の資本即金融の道を開くことにより、農事の改良、共同出荷の實現等を企圖し、組合員の全面的發展を計ることが本組合の太使命である。

この使命の下に本組合の特色を次の四つに纏め得る。

(1) 本組合は組合員に對し短期農業經營資金を貸付る。

本組合の貸出す短期農業經營資金とは、春の種蒔き肥料から夏の草取り、秋の收穫に至るまでに必要な耕作資金と、收穫物を販賣するために要する出荷資金等年々必要な資金であつて、收穫物の買却等に依り遅くとも十箇月以内に返すことの出来る資金である。この短期農業經營資金は農業者になくはならぬ資金で、秋になつて收穫物を賣れば返すことが出来るものとはいへ、仲々現在の既成金融機關が相手にしない貸出である。本組合金融の必要性は茲にある。土地を買つたり家を建てたり或は高い舊債を借替へる等の資金は、たとへ直ぐ償還するにしても本組合では當分貸出さない。

(2) 本組合は團體共同の目的に必要な資金貸を建前とする。

本組合設立の趣旨もまた滿鐵が本組合に對して助或する方針も共に、在滿邦農が仲よく手を握り共同の力で農事の改良、生活の向上を計るといふことにある。従つて個人々々の必要な資金を貸出すことは希望しない。種子や肥料の農薬品を共同購入する資金、或は收穫物の共同販賣に必要な資金等、團體全員の便宜を計ることの出来る資金を第一に貸出すことになつてゐる、斯うした金融をすることにより農民の向上に必要な組合精神を實際に涵養して、各團體の擴充強化を計ることを期待してゐる。

従つて組合員の共同動作に依る營農資金と、個人的に使用される資金に對しては、融資金利に等差を設けることになつてゐる。

(3) 本組合の貸付金は借受團體内全員の連帯による信用貸

本組合の貸付金に對しては借受團體内の全員は、皆で連帯責任を負ふことになつてゐる。本組合は團體を通じ個人に對し金融の道を開くのであるから、個人々々はその所屬する團體毎に纏つて責任を持たねばならぬ。従つて全員が借りる金は勿論、個人が借りる場合でも最後の責任は各地の團體が負ふことになる、同時に、他面に於ては借受團體所屬の各人は其の借受團體の名に於

て爲される本組合からの借入金全額に就て辨済義務を負ふことになる。本組合では、借受團體がその内部関係において團體員の生産物を賣つた金から差引いて返すことの出来るやうに、なるべく生産物を擔保にとるとか或は共同販賣を爲すことを奨める。

(4) 組合員たるには次の三つの特別制限がある。

(イ) 内地人であること。

(ロ) 自ら農業を営む人であること。

(ハ) 個人でなく右に述べた團體に加入してゐること。

自ら農業を営むことなく、地主の立場に於て小作せしめる様な農業者は組合員としての資格がない。

△ 出 資 金

本組合の普通出資金は一口五拾圓で毎年五圓宛拾年間に拂込む。各地の組合員より成る團體はこの出資金を最低三十口持得する。

これを個人々々についていへば、各個人は一人乃至數人で先づ十口以上の出資を自分の加入し

てゐる團體に申込み、各團體はそれを纏めて三十口以上にして、團體の名義で本組合に加入することになる。

其の他に特別出資金がある。

特別出資金は右に述べた出資金に對する利息で、常該會計年度の剩餘金中より大體銀行定期預金に相當する金利額を引出し、之れを特別出資金として充當し組合強化の爲積立てるものである

△ 機 關

本組合は、組合員により選出された一名の理事が組合の業務を一切行ふ。理事を輔ける人に常任委員が五人あり更に委員十二名がある。常任委員及び委員は各々委員會を組織して本組合の重要事項について決議し、他に組合員より選出された監事二名がある。

本組合の總會は毎年五月定時に開き、總會には各地團體の代表者が出席する。總會における議決権は各團體一箇とする。

△ 貸 付

本組合の貸付には普通貸付と預金擔保貸付の二つの種類がある。

普通貸付は組合員(所屬團體)に對する貸付金で、預金擔保貸付は、本組合預金取扱規程による預金を擔保として組合員に貸付くるもの。

普通貸付には規則上次の二つの制限がある。

(イ) 普通貸付金の出資金による制限

第一の制限は出資金による制限で、組合員は出資額面全額以上に借りることは出来ぬ。最低三十口を申込んだ組合員は、最高千五百圓以上の貸出しを要求することは出来ない。換言すれば組合員は第一年度において百五十圓を拂込んでその十倍の千五百圓まで借受ける権利があることになる。

(ロ) 普通貸付金の作物並面積による制限

第二の制限は實際に貸出す場合の制限で、前の場合は組合員の権利を示したのであるが、實際は擔保らしい擔保もとらず信用一本で貸出す故、貸出に當つては第一の制限の他に作物の種類と作付面積による第二の制限を設けてゐる。

却ち煙草其他灌水を絶對必要とする蔬菜又は採種を目的とする作物等の如き、高級作物に對し

ては反當二十五圓以内、果樹は二十圓以内、水田は十五圓以内、其他普通蔬菜、高粱、大豆、粟家畜等に對し夫々貸付金の限度を規定して居るが、大體の貸付金限度の算定標準は生産物價額の四分の一以内で、此れに要する生産費を考慮して決められてゐる。

従つて個人の出資口数の最大限度は、其の人の實際作付面積と作物の種類とに依り決定せらるゝことになる。如何に多額の營農資金の融通を受け様と思つても作付面積、作物の種類及家畜の數量が之れに伴はなければ借りられない。

△ 購買 販 賣 斡 旋

右の貸付金の外に、本組合が各組合又はその所屬員のために購買販賣の斡旋を行つてゐる。

その方法は、購買斡旋では、本組合が組合員のために農業生産に要する物品の購入契約を仲介成立せしめ、若し組合員に於て必要ある場合に限りその購入に要する支拂資金を立替へて支拂ふもので、百圓に付日歩二錢五厘以内の利子を徴集し、一種の貸付となす。これに對して組合員は手形を差入れ、その手形に本組合の指定せる連帶振出人二名の署名を要し、期限六箇月以内、同時に、組合員の購入額に對する三分以内の手數料を徴集する。

販賣斡旋では、本組合に單位組合乃至その組合員の生産物の賣却を仲立するもので、本組合の仲介によつて賣買契約が成立した場合には、本組合は賣方組合員に對して代金の假拂を爲し、本組合は代金の代理受取を爲して、假拂金を右代金から控除した殘金をその賣方組合員に支拂ふ。この假拂の場合には、百圓につき日歩二錢五厘以内の利子を徴收し、同時に賣却價格の二分以内の手數料を徴收する。

△ 加 入

本組合に加入するには、先づ本組合に於て承認する定款を以て團體を結成した上加入を申込み一度本組合に加入された以上は原則として本組合より脱退することは許されぬ。但し出資口數即ち持分の一部または全部の讓渡は許されてゐる。
主なる刊行物

信 組 月 報 毎月一回十五日發行 無料

第二節 現 況

本年度（自昭和十五年四月至昭和十六年三月）に於ける滿洲農業信用組合金融近況をみるに、

年度始に於て滿鐵よりの債務保證借入限度四十五萬圓、拂込濟出資金、特別出資金、諸積立金等の自己資金二十二萬五千圓計六十七萬五千圓を運営資金として、之が八割額を普通營農資金、一割額を特別貸付資金、残り一割額を購買販賣斡旋資金として融通すべき計劃の下に運営を開始したるものであるが、主として南滿地方五組合の解散脱退に基因して普通貸付金の融資高此の限度に達せず、年度中の最高融通殘高額は八月の四十三萬三千九百四十圓に止まつた。之に反して購買斡旋立替金及販賣斡旋内渡金に於ては、諸資材及び生産品價格の昂騰に基因して當初の豫想より著しく膨張を見、兩者合計の年度内に於ける最高貸付殘高額は十二月の十三萬八百二十九圓にして、年度中を通じて概ね五萬圓より十二、三萬圓程度までの融通額を見た。以上を綜合して年度内に於ける貸付金合計額は八月に至るまでは五十四、五萬圓程度なりしも、十月以降年度末に至るまでの間は相當の手元餘裕を生じ、概ね四十五、六萬圓より五十萬圓程度を以て終始した。

出 資 金

昭和十五年三月

昭和十六年三月

所 屬 組 合 數

三六

三六

人	員	四三六	一六〇
口	數	一三、〇九七	一一、三三三
出	資	六〇四、八〇五	五六一、六〇〇
同上	拂込	一七九、四八五	一六六、〇八〇
特別	出資	八、七〇五	一三、二二一
積立	金	一〇、八七四	三七、八七四

貸付金

昭和十五年三月

昭和十六年三月

總	額	五四八、四八四	四九六、〇四一
內	普通	三七六、九九〇	三七一、三八〇
特別	貸付	一七、五五五	一〇、九四八
購買	幹旋	九四、九三九	九三、一八七
販賣	幹旋	—	三三、五三五

滿洲農業信用組合貸借對照表 昭和十六年五月三十一日現在

借方の部

貸方の部

拂込未	濟出	資金	三九三、八九五	普通	出資	金	五九五、三五〇		
有價	證券	一、五三五	特別	出資	金	二一、〇八一			
普通	貸付	四〇八、六六〇	缺損	補償	積立	金	三五、三〇三		
特別	貸付	一〇、九四八	役職員	退職	給與	積立	金	七、八三三	
購買	幹旋	立替	金	一五、三二一	記念	事業	積立	金	五、八三〇
販賣	幹旋	內渡	金	一七、五三五	寄附	金	五〇〇		
購買	品仕	入	二四、五六六	當座	借越	二四、九七九			
假拂	金	五〇	購買	品賣	渡	一八、七三三			
理事	立替	金	一、四〇〇	職員	身元	保證	金	二、九七〇	
未收	利息	一一、八七〇	職員	貯	金	五、七〇七			
損益	勘定	五、三七七	假受	金	三四、七三〇				

現金	二八	損益勘定	一七、〇四八
合計	九〇、〇九五	合計	九〇、〇九五
所屬組合概況 (昭和十六年四月)			
組合員數	三九	組合員數	三九人
普通出資金	二、五三	普通出資金	五九、一〇〇
特別出資金	一九、八三〇	特別出資金	一三、二二
普通出資金拂込済	一七、八三〇		
貸付金	五三、六九〇		

第四編 滿洲國加盟團體の現況

第一章 興農合作社と商工金融合作の沿革

現在の滿洲國に於ける合作社活動は康徳七年の興農合作社法の施行並に商工金融合作社法の制

定篇によつて系統的に分化したものであるが、その現況を理解するためには今日に至るまでの沿革を辿つて見る必要がある。

政府は大同二年瀋陽及び復縣に金融合作社を設立、その後一縣一社主義を確立し農民生活の安定向上と農業生産力の増進を圖り、更に康徳四年には農事合作社を設立し特用作物耕作者に對する資金の融通を行ふとともに金融合作社と協力して一部春耕資金の融通を行はしめたが其頃に至つて對鮮農金融機關たる金融會は漸次増加、結局我國農村の大部分は金融合作社、金融會、農事合作社の何れかによる金融の道が開かれるに至つた、金融合作社と農事合作社は康徳六年各々の分野を明確にし農村に對する金融を興農合作社に都市金融を商工金融合作社において行ふことゝなつたがこれまでに至る金融合作社、農事合作社、金融會の状態を眺めるに、

一、金融合作社

大同二年三月及び同五月奉天省瀋陽、復縣の兩地に朝鮮の金融組合に並び金融合作社を設立したがその結果は見るべきものがあつたので翌大同三年及び康徳元年度に鐵嶺外十社を設立し、ついで康徳元年度には卅九社、同二年度には三十社、同三年度に十一社、同四年度には都市金融合

作社四社を設立同六年度には村落金融合作社十八社、都市金融合作社六社も夫々増設し同年末現在の總社數は一四五となつた、金融合作社の社員に對する貸付の限度は一社員に擔保貸付一千圓、保證貸付三百圓で特産を擔保とする貸付に限りこの限度とは別に一社員に付更に五百圓迄貸付けることゝした。

康德四年以降は地方行政機關とし緊密なる連絡の下に小農五人宛を一組とし保證團體を組織せしめこれに社員資格を與へ一人當り貸付金額五十圓とする所謂特別保證借款を實施した、康德六年金融合作社が農村金融部門を興農合作社に移行するに至る當時の貸付状態はその發足當初二十萬圓に比し實に六百倍一億二千五百萬圓の驚異すべき發展を示した、又預金においても康德六年末は三千九百七十六萬二千圓で康德元年末に四十五萬六千圓に比し約九十倍三千九百七十六萬二千圓に達し合作社金融の農村への活潑な滲透振りを示した。

一、農事合作社の目的

康德四年滿洲國農村政治、經濟下部組織として農事合作社が生誕した、同社の目的は國家の計畫に従ひ農事の開發を促進し政府の統制の下に農業者の福利増進を圖るとともに農村生産者の

配給を公正圓滑ならしめる事これによれば農事合作社も當然農村金融も擔當することゝなるが既にこの時は前記金融合作社の業務と同一對象を持つことゝなるので特に同社では葉煙草關係資金、棉花資金、特用作物耕作資金、阿片資金等特種農業金融に重點を置くことになり貸付金利も金融合作社と提携して康德四、五年は日歩三錢乃至二錢八厘であつたものを康德六年金融合作社と同様短期擔保貸付金利日歩三錢、同保證付日歩三錢二厘と統一した。

金融會は在滿鮮農に對する農耕資金の貸出を目的として朝鮮總督府及びの許可を得て設立し朝鮮總督府日本大使館の監督下に發展し來り、康德四年三月にはこの中央機關として金融會聯合會を設置し業務の指導、資金の斡旋をなし康德四年七月一日金融行政權の一部滿洲國移讓に際し金融合作社法を適用することゝし同時に法人格を取得せしめこの性質及び目的を明確にした金融會も金融合作社と同様康德七年四月都市金融關係は商工金融合作社に村落關係は興農合作社に吸収されることゝなつたが統合當時における金融會は全國三十九會、會員數十萬六千餘名、預金五百四十四萬一千餘圓、貸付金一千七百四十七萬七千圓であつた、即ち金融合作社及び農事合作社の設立によつて我國農村金融機構は一應舊殼より脱したのであるが、金融合作社、金

融會及が農事合作社の各機關の分立は必然的にその指導並びに業務の上で對立的となり摩擦を生じ特に村落金融事務にあつては何れの機關がこれを擔當するか分野が不明確であつたため農業政策遂行上この一元化が提唱されるに至つた。

康徳六年九月都市金融機關として商工金融合作社が金融合作社、金融會の都市金融關係を統合興農合作社は綜合的農村指導助成機關として村落金融部門をも統合する金融、農事兩合作社の統合要綱が具體化し、翌康徳七年四月興農合作社及び商工金融合作社が設立された。

第二章 興農合作社中央會

第一節 總記

設立年月日 康徳七年四月十日
事務所 新京特別市順天區興仁大路第一〇四號 電話代表新京(2)自六三番至六三五番

△役員

理事長	松島鑑	副理事長	啓彬
副理事長	白濱晴澄	理事	松元友助
同	焦桐	同	茂木中男
同	牧野克己	同	中島吾朗
同	金子網	監事	藏爾壽
同	金東晚	同	笠井圓藏

△職員

庶務課長	藤本守	人事課長	北村薰
企畫課長	桑城勝三郎	指導課長	高村有次
農事課長	細野重雄	事業課長	朱坪魯
資金課長	天野不二夫	運用課長	佐柳國市
第一監査課長	井原峯生	第二監査課長	吳保會
調査課長	川尻健二	資料課長	曲克宏

興農合作社中央會は興農合作社法に依り全滿洲國を區域として康德六年設立され、全國の興農合作社及び興農合作社聯合會を以て構成し、その目的とするところは合作社及同聯合會の普及發達を圖り、會員相互間の連絡を緊密にしその業務の遂行を圓滑適正ならしむるにあり、この目的を達成するために次の業務を爲すものである。

- 一、會員ノ指導及便宜ノ供與
 - 二、會員ニ對スル資金ノ貸付
 - 三、會員ヨリノ預金ノ受入
 - 四、會員ノ監査
 - 五、會員ノ職員ノ養成及訓練
 - 六、合作社及聯合會ノ發達ニ必要ナル研究及調査
 - 七、特ニ主管大臣ヨリ命セラレタル業務
- 本會ハ會員ニ非サル者ヨリ預金ノ受入ヲ爲スコトヲ得ス（定款第二條）

中央會は合作社及同聯合會の中樞的機關であつて、日本内地の中央會、中央金庫、監査聯の諸機能を備へたもので、會員は當然（強制）加入であるが、會員出資制度をとらず専ら政府の財政的援助に保ち、即ち政府は基本金として三千萬圓を出捐して居る（剩餘金は全額準備金に積立）この點は管理機構と共に國家機關としての性格が極めて明瞭である。

中央會はその系組織として各省に聯合會十八、縣市旗毎に合作社一八六を有してゐるが、合作社の下に街村を區域として部落又は屯を單位として興農會が設けられて居るが、これは法人格を有しないもので内地の實行組合に似てゐる、これらの機能については後記する、

中央會の機關としては理事長一名、副理事長二名、理事六名以内、監事三名以内を置く、任期は理事長、副理事長、理事は四年、監事は二年でこの選任は何れも國務總理大臣の任命するところである、理事長の諮問に應ぜしむるために參與を置くが國務總理大臣の任命又は委嘱するが官吏、協和會の職員及學識經驗者が選ばれる。決議機關たる總會に相當するものは無いが、協和會がある、協和會は中央會の指定する會員を以て組織し理事長の必要と認めて付議する事項を協議し年一回開催される。

第二節 現況

興農合作社中央會の業務は歷年に依り年々事業計畫及經費豫算を樹立して主管大臣の認可をうけて執行するがその主なるもの左の如し。

一、指導及便宜供與

本會の行ふ指導及便宜供與に關する業務は左の通とす

一、合作社及聯合會設立に關する指導

二、會員の行ふ業務の指導

三、會員の行ふ業務に關する斡旋

四、講習、講話及表彰

五、會報及刊行物の發行

六、前各號の外指導及便宜供與に關し必要なる事項

二、金融

本會の行ふ金融業務は左の通とす

一、合作社の貸付資金の貸付

二、合作社の前號以外の業務資金の貸付

三、聯合會の業務資金の貸付

四、會員よりの預金の受入

五、會員に非ざるものよりの預金の受入

三、監査

一、毎年理事長の定むる監査計畫により會員の財産及業務執行の狀況を監査する

二、會員より監査の申出ありたるるとき之に應ずる

中央會の行ふ監査を拒み又は不實の申立を爲したり事實を隱蔽したときは罰せられる。

四、練成

一、中央會及會員の職員の養成及訓練を行ふために中央練成所を置く

中央練成所に於ては臨時、短期、長期に亘る講習會を開催し中堅職員の再教育、基礎教育を常時行ひ、年々選抜したる中堅講習員を以て日本内地に派し八ヶ岳農場、北海道農場、東京等に於

て行ふ

五、研究及調査

中央會にて行ふ研究及調査は左の如し。

- 一、農事及農家經濟に關する研究及調査
 - 二、農村社會に關する研究調査
 - 三、農地及農産物の價格に關する研究及調査
 - 四、合作社及聯合會の發達に必要な資料の蒐集及收録
 - 五、其他合作社及聯合會の發達に必要な研究及調査
- 長期の技術、實地、理論等についての徹底的練成を行ひその實を擧げてゐる。
- 主なる刊行物

月刊興農	農(日 文)	毎月一回發行	六〇錢
月刊中央會々報	(日、滿文)	毎月二回發行	無料
月刊興農報	(滿 文)	毎月二回發行	一錢五厘

興農合作社中央會概況

康德七年未

康德八年三月

會 員 (合作社、聯合會)	金	三〇,〇〇〇,〇〇〇 _円	三〇,〇〇〇,〇〇〇 _円
基 本 備 金	金	一,三七三,一〇一	一,二七三,一〇一
準 備 金	金	一〇,六三三,八六八	一〇,七三三,五七
管 理 金	金	八四,五五四,九三三	八九,九三六,〇四三
借 入 金	金	三五,二八,〇七八	三六,四七七,〇三三
預 け 金	金	二六,五四,九七一	一三,七九七,六三五
貸 付 金	金		

第三章 商工金融合作社中央會

第一節 總 記

設立年月日 康德七年五月一日

事務所 新京特別市八島通り四一ノ二 電話二ノ五九四五

△役員

△役員

理事長 高木 鏡二 副理事長 張承元

理事 關時藏 理事 近藤義一

△職員

參事 久間次五郎 參事 藤田諭吉

同 草部弘經 同 蔣延臣

商工金融合作社中央會は康徳七年（昭和十五年）五月一日商工金融合作社法に基て設立され、その事務所を新京特別市に設け滿洲全國の商工金融合作社三百三十五社を會員として構成し、その目的とする所は

本會ハ商工金融合作社ノ普及發達ヲ圖リ會員相互間ノ連絡ヲ緊密ニシ其ノ業務ノ遂行ヲシテ圓滑適正ナラシムルニ在リ（第一條）

そのためには左の事業を行ふ。

- 一、會員の指導及便宜の供與
 - 二、會員に對する資金の貸付及手形の割引
 - 三、會員の預金の受入
 - 四、會員の爲にする爲替取引
 - 五、會員の職員の養成及訓練
 - 六、合作社の普及發達に必要な調査及研究
 - 七、特に經濟部大臣より命ぜられたる業務
 - 八、前各號の外經濟部大臣の認可を受けたる業務
 - 九、會員の業務を監査すること
- 興農合作社中央會は下部組織として聯合會を有するが、本會は之を有せぬ又本會は餘猶金を運用するため興農合作社中央會に預金し又は資金の貸付を爲し得るので、商工、興農兩合作社事業を一貫して金融疎通の途は完全なものとなつてゐる。

中央會の出資金は一口千圓、三十五の會社が一口宛三十五口を醸出し總額三萬五千圓拂込濟となつてゐる。機關としては理事長、副理事長各一名、理事三名、監事二名以内を置き監事は總會に於て會員の代表中より選任される以外の理事以上は經濟部大臣の任命する所に依る、任期は正副理事長四年、理事三年、監事二年としてゐる、他に理事長の諮問機關として參與がある。決議機關たる定時總會は毎年二月開催されるが會員代表者の出席による。

主なる刊行物

商工金融合作社報 毎月一、十、二十日三回發行

業務統計目錄及年報

商工金融合作社中央會の下部組織たる金融合作社の沿革とその業務を簡單に紹介する。

第二節 現 況

沿革 商工金融合作社は滿洲に於ける市街地商工業者の協同精神を基調とし社員の金融の圓滑を圖り、その福利を増進し、以て國家經濟の發展に資する目的を以て康徳七年四月勅令第七十六號に依り設立されたる特殊庶民金融機關であつて、從來の各都市金融合作社、都市金融會及金融

組合を改組し商工金融合作社とし、之が中央指導機關として新京に商工金融合作社中央會を設け康徳七年五月その業務を開始した。

從來市街地に於ける協同組合の形式を採りたる金融機關としては、金融合作社(農村及市街地)中の市街地に於ける金融を行ひ、専ら滿人を對象とせる所謂都市金融合作社及康徳三年第一次治外法權撤廢の際滿洲國に移管されたる朝鮮人を對象とせる金融會中の都市金融會、並に康徳四年治外法權の全面的撤廢に伴ひ移讓されたる主として日本内地人を對象とする金融組合が存在したが、斯くては我國現下の經濟發展の狀況と民族協和の精神に照し、斯る民族別的組合の併存は時勢の要求に副はず、且前記各機關の業務の態様も之を一致せしめ、更に一層之を強化し新經濟體制に即應し、國家の要求する使命を達成せしむるを適當なりとし、之等を商工金融合作社の傘下に糾合し、曩に康徳七年四月一日施行の興農合作社法に基いて設立せられた興農合作社に對應して、新たに商工金融合作社法の發布を見ると共に商工金融合作社が設立されたので、茲に滿洲國の協同組合が農村と都市との二大系統に再編成せられた。

前述の都市金融合作社、都市金融會及金融組合を合すれば三十三社となり、之等は何れも商工

金融合作社法施行と同時に商工金融合作社となつた。

△使命 商工金融合作社の使命は、市街地に於ける商工業者の協同精神を基調とし、社員の協同に依り金融の圓滑を圖り、その福利を増進し以て國家經濟の發展に資するにある。

從來の協同組合運動に於ては稍もすれば精神的にも經濟的にも、組合員の自治經營を第一義とするの傾向ありしが、商工金融合作社に於ては前記傾向を改め、社員の福利増進を圖るは勿論なるも單に社員の經濟的發展を企圖するに止らず、新經濟機構に順應し進んでは政府の方針に即し合理的資金の融通、並に民間遊資の吸収に努め、以て國策の遂行に積極的に協力せむとす。

△金融の疎通 滿洲商工業界の現状は所謂中小商工業者とも稱すべきものがその數に於て極めて多く、且つ重要な社界層をなしてゐる。而して中小金融はその性質に於て獨り銀行業者の力に依つてのみにてはその圓滿なる發展を期する事困難で、商工金融合作社はこれらに對し合作社の施策と組合組織による業者の自覺と兩々相俟つて業者的にも又國家的にも眞に効果的金融を爲さむとする。

△貯蓄の奨励 國民に貯蓄心を涵養し、國富の増殖を圖ることは商工金融合作社當然の責務と

する所であるが、特に近時經濟界の趨向よりまた國策的に視て預金吸收の重要性は言を俟たざるところで、一面之れによりて悪性インフレを防止し、他面その蓄積せる資金は物資配給の圓滿化又は物資増産方面に有效適切なる投資をなすと共に、更にその餘剰金は中央會を通じて興農合作社大興公司等の庶民金融を營む國策機關に融資し、中央銀行が之等機關に融資せる資金に肩替をなさしめ、中央銀行をして更に必要なる方面に投資することにより國家金融上に貢獻せむとするものである。現在に於ても合作社の預金吸收額は貸付額を遙かに超過し、これら餘剰金は中央會に集中され中央會を通じ中央銀行を経て他方面に融資されつゝある。

△貸付業務 商工金融合作社の金融業務は所謂組合金融であつて普通銀行業務とは本質的に異つておる、即ち合作社より資金の融通を受けるものは合作社組合員に限られる。

商工金融合作社は庶民金融を行ふを以て目標として中流及それ以下の者に廣く利用させるのが目的であるから従つて一人當の貸付金には限度がある、その限度は個々の合作社によつて異つておるが擔保を有する者に對する最高限度は二萬圓、信用貸による最高限度は三千圓以下に制限されてゐる。

以上の外特殊産業團體に對しては特別な取扱を爲すことが出来る事になつておる。

貸付の期限は手形貸付は三ヶ月、證書貸付は六ヶ月とし一般貸出には短期貸付で、使途の性質が長期の償還を必要とする場合には十年以内の年賦償還、又は五年以内の定期償還の方法に依ることも出来る。

以上貸付の外社員の便宜の爲近々爲替業務も行ふことになつておる。

△預金業務 商工金融合作社に於てはその組織と努力とにより相俟つて預金の奨励に極めて大なる努力を拂ひ、各社に専門勸誘員をおき、これに奨励金の交付をなし、預金者の便宜の爲集金制度を採る等熱と力により預金の吸収に努力しつゝある。

合作社に對する預金の預入れは合作社員と否とを問はず何人と雖も極めて簡易に預入及引出を爲し得る事になつておるばかりでなく、社員外の預金に對してはその安全性を確保する爲各合作社をして預金の一部を中央會に管理金として提供せしむる事になつておる。商工金融合作社は政府の極めて嚴重なる監督の下に經營せられておる。

△社員 商工金融合作社は合作社員によつて成立つておる。合作社の社員たる資格は各その合

作社の區域内に於て商、工業を營む者たるを原則としておるが、商工者以外でも區域内に居住しており獨立の生計を營む者でさへあれば社員として加入する事が出来る。

社員として加入する爲には合作社に對し加入申込をなしその承認を受くることを要するのであるが、社員加入の承諾を爲すに際しては合作社は豫め評議員會に之を附議してから加入の可否を定めることになつておる。

出資金は一口(十圓)以上で、従前は一口五十圓として幾口も持たせるといふ様な制度を採つて組合資金の構成の途を圖つた事もあつたが、現在では斯の如きことは毫も無い、寧ろ廣く社員を網羅する上よりも各社とも一人一口主義を採る様に中央會に於て指導しておる。

商工金融合作社は有限責任制を採つておるので社員の責任は出資額を以て限度とする。

△機關及役員 商工金融合作社の役員に社長、理事、副理事、監事、評議員及參與がある。社長は社員中より社員總會に於て選舉し且經濟部大臣の認可を得たる者とし、理事及副理事は經濟部大臣の任命するところで監事と評議員は社員總會に於て社員中より選任し、評議員は評議員會を組織し社員加入其他業務上の諮問機關となつて居る。參與は關係地方行政官廳の官吏又は地方